

令和2年第3回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和2年6月17日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小嶋裕司
6番	北島好昭	12番	中嶋宗昭
7番	益田隆一	13番	中嶋和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康・福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画・環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

本日は7名の議員より一般質問の通告がなされております。申すまでもなく、一般質問は、政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとって最も華やかで意義のある発言の場合でございます。と同時に、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもございます。町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明、活発で内容のある次元の高い質問の展開を期待して、挨拶いたします。

なお、質問者と答弁者におかれましては、本日フェイスガードのほうを設置いたしております。マスクをしたまま苦しいと言われる方は、マスクを外しての質問並びに答弁をしていただいても結構ですので、お伝えをいたしておきます。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第3回定例会2日目を開会いたします。

なお、本日も安藤代表監査員に出席をお願いしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員　議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、本町におけるコロナウイルスによって影響を受けた町民及び事業者等がどれくらいいるのか、町としてどれくらい把握しているのか、お尋ねします。

また、町内の事業者として、飲食店と飲食店以外のサービス業がどれだけあるのか、お尋ねします。

緊急事態宣言が発令されて、国民全員が自粛することとなり、感染拡大防止の観点からはとても有効なことですが、経済に対してはもろ刃の剣となり、深刻なダメージを受け続けております。特に、感染者がゼロの大木町にとっては、経済へのダメージという結果だけが深まっている状況です。観光産業が少なかったことにより、近隣市町村よりダメージが少ないものの、飲食店というピンポイントの産業においては深刻な状況です。飲食店に限らずほかの商業にも影響が出ているのは間違いなく、本当に困っている方々に対して平等に手を差し伸べるのが行政の役目だと思っております。町長の胸のバッジにありますようSDGsを掲げているからには、全ての人に安心と安全を確保することが重要だと思います。そのためには、まず、どれくらいの方々が困っているのか、どのような職業の方々が困っているのか、町として把握しているのか、今既に行っている支援の反響はどうか、質問します。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症が原因で、経済的な影響を受けた町民、事業者がどれくらいいるのかというご質問についてですが、民間のリサーチ会社の情報では、今回の新型コロナウイルスで全業種の約8割の事業者が何らかのマイナス影響を受けており、特に宿泊、飲食業の影響が大きいと分析しています。

本町においても、この状況については同じではないかと危惧されるわけです。

が、影響の度合いについては、事業所の資金力や経営の改善力、新規分野への展開力などにも差があるため、一概に同じ影響を受けているとは言えない状況であると認識しております。

このため、この間、町内事業所が利用した緊急支援策の申請状況が一つの判断材料になると思いますので、ご報告させていただきます。

2014年の経済センサスでは、町内の事業所数は536で、このうち、国のセーフティーネット保証制度への申請は、6月9日現在で80件、3年間の実質無利子で貸し付けている町の預託金融資産制度への申請件数が17件、こちらは1億392万円の貸付けとなっております。今回、新たに公的融資を受けて資金繰りを行った町内事業所数の総数は97件となり、全体の約16%となっております。

また、国・県の事業継続支援事業への上乗せ補助として実施している町の緊急支援補助金への申請件数は、6月9日現在で44件、505万円となっておりますが、こちらに関しては、国・県の申請手続に時間を要している方が多いと聞きますので、これから増えてくるものと想定しております。

また、町民の生活への影響としては、雇い止めや休業、勤務日数の減等による所得の減少で、一時的な生活支援が必要となるケースが考えられますが、このような場合は、国の生活福祉支援制度が利用でき、本町では社会福祉協議会が窓口となって対応しております。

個人向けの生活福祉資金の貸付け状況については、3月23日から6月7日までの期間で相談が38件、申請が25件となっており、例年同時期の7倍程度の方が相談、申請に来られているということでございます。内容につきましては、飲食店や居酒屋、カラオケ店などでの解雇、休業等に伴う事案が多いということでございます。

次に、町内に飲食店以外のサービス業がどれくらいあるのかというご質問ですが、2014年の経済センサスでは、宿泊業、飲食サービス業に位置づけられる事業所数が29、それ以外のサービス業が236事業所となっております。直近では、町内の飲食店数は25事業所を確認しております。

最後に、今既に行っている支援の反響と検証についてお答えします。

お配りしております資料をご覧くださいと思います。こちらに今回の町のコロナ対策と取組状況についてまとめております。

町としましては、これまでに4回にわたる支援策を実施しておりますが、町民の皆様からは、おおむね好評をいただいていると捉えております。しかし、議員がおっしゃるとおり、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては長期戦が予想され、その影響も幅が広いと、本当に困っている人を見逃さない取組が必要です。このため、5月1日からは、専用の電話相談窓口を開設して対応に当たっております。これまでに寄せられた相談件数は、全部で155件、そのうち、ほとんどは特別定額給付金、10万円の給付ですが、こちらに関するもので137件、全体の88%、持続化給付金等、国・県・町の経済支援に関するもの9件、無料配布マスクに関するもの3件、休業補償の相談3件、DV相談1件、その他2件などとなっております。

今後も、関係機関にもご協力をいただきながら、いろいろなところにアンテナを張り、本当に困っている方たちを見逃さない対応に努めてまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、影響を受けた町民及び事業者などがどれくらいいるのかというふうなことについての2回目の質問ございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　副町長の答弁の内容のとおりで、大体は町としても把握していることが分かりました。

私の個人的にも、耳にも直接町の行っている事業、支援はよくやっているというプラスの声のほうが多いように感じます。これ、体感としてですが。実際に、町内飲食店・食料品販売店支援事業も大変評判がよいと、よかったと聞いております。マスクの配布に関しましても、つい先日の話なんです、うちの区長から、配ったほとんどの区民の皆さんがとても喜ばれ、区長を務めてから配り物をして喜んでもらったのは初めてだと、驚きの声をいただいたと、大変本当にありがたく、助かったという声までいただきました。その際に、私は、このマスクの予算は、町民の皆さんが日頃から行っていただいているごみを分別する際に浮いた費用から賄っているとちゃんと報告しておりますので、そのようなところはご安心いただければと思います。少しでもごみ分別に対する気持ちが前向きになることを願っております。そのこと含め、結果としてはとてもいい支援事業だったと思います。

本題に移りますが、先ほどの副町長の答弁のとおりであれば、町内業者は飲食店以外が236業者ある中で、飲食店は僅か25件ですかね。そして、民間のリサーチ会社の情報を伺いました。一方、添付しております資料、これは、厚生労働省が5月に発表した全国調査の内容です。この調査は、LINE、分かれますかね、スマホに多分皆さん登録されている方がほとんどだと思いますが、このラインを利用しているユーザーへの調査になり、スマホを利用している方のほとんどの方がこのアンケートのことを存じ上げていらっしゃるかと思います。実際に、私もこのLINEが届いて、内容は知っておりました。添付資料を参考にしてもらえればと思いますが、この資料揭示は、もちろん厚労省

にも了承を得ております。

これによりますと、文字が書いているほうなのですが、これの左から2番目、収入、雇用に不安を感じていると答えた人は、副町長おっしゃる飲食業の方が66.2%と高いのが分かります。しかし、それよりも高い宿泊・レジャー関連は71.2%、理美容関係は73%、タクシードライバーに限っては82.1%と、飲食関連事業よりも圧倒的に高い数字になっております。皮肉にも官公庁関連は8.5%と圧倒的に低い数字です。本町には、観光事業がほとんどないため、影響を受けている業種が少ないと思われませんが、全くないというわけでもありません。理美容関連はもちろんのこと、整骨院、カラオケ店など3密のおそれがある業種、宿舎は少ないものの、イベント企画関連の業種もございます。

これらのことを考慮すると、町内業者の236件中9割以上の業者は、今回の貸付け支援以外の支援策に対しては、ほとんど恩恵を受けていないのではとも考えられると。貸付けというのは、結局のところもらったわけではありませんで、あくまでも借りたものを返すことになるので、あえて借りないという判断を下された事業者もあることと思います。私の耳にも、なぜ飲食店だけがという声も実際に上がってきております。飲食店が特にダメージを受けていると思うのは、テレビ、マスコミの影響なのか、大木町は観光業が少ないからというイメージなのか、もしくは飲食店関係からの声が大きかったのか分かりませんが、前回の支援事業は、飲食店事業者に向けての支援が主であり、ほかのサービス業に対しては支援が行き届いていないという状況になるのではと思います。どういった経緯でデリバリー支援事業ができたのか分かりませんが、声なき声を聞き取り、困っているけれども声が出ないサイレントマジョリティー、物言わぬ多数派もいることを忘れないでいただきたいと思うのが本音です。

私は、テイクアウト・デリバリー支援事業を決して非難しているわけではありません。この支援は、本当にすばらしく、今回のような緊急を要する場合でも町内でお金が回るといふこの循環の効果はとても期待できます。ぜひとも続けていただきたいと思う支援策です。

今回の第2、第3段で、クーポン券は飲食店以外でも利用できるという内容でございましたので、今回の予算は私も大いに賛成したところです。執行部では、商工会との調整を図っていただいていると思いますので、あえてここでこれ以上の要望は申し上げません。要は、今後は、この支援策の着地点、この支援策、どういうふうに着地したいのか。ただ支援をして、コロナの影響前に戻すのが目的なのか、それとも、今のこの現状を少しでも回復に持っていくための支援なのか、第2、第3と段階を考えているのであれば、そのことも重要であると考えます。

先月の臨時議会でも私申し上げましたが、私の個人的な意見も含め、こういった支援策は、ぜひ積極的に行っていただき、町内業者に対して少しでも支援できるなら、次なる支援策も考えていくことが必要だと思います。ただ、コロナ以前の状態に戻すというのは、なかなか難しいかと考えます。人々の行動や考えもコロナ以前のように戻るとも考えにくいと。サービス業も新たな形態がつくられ、そういうことが望まれていくと思います。そのための支援として、大木町全体が、商業がこれからも発展していくよう町が指針を示すべきだと、示すことが必要だと思います。

緊急事態宣言の一部解除を受けて、事業の本格再開と新型コロナウイルス感染予防を両立させるためのガイドラインが策定されております。これらは、政府の要請に応じて策定されたもので、各種業界団体が81件のガイドラインを策定しております。経団連は、このガイドラインのうち、オフィスにおける新

型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインと製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを策定して、先月の5月14日付に公表しております。既にこのコロナ対策のための店内改装をしている店舗もございます。町独自のガイドラインを設けるといっても考えられますが、その労力を使うよりは、国の方針に沿ったほうが望ましいのではないかと思います。しかし、このガイドラインどおりに事業を開始するには、店内改装、装飾品、時間と労力、そういったことを考えますと、今までになかった労力と費用がかかってきます。

私が何を申し上げたいかというのは、このテイクアウト・デリバリー事業など早急に経済効果を生む支援はとても大事なんですが、それプラス、今後いつ収束するか分からないコロナウイルス感染予防対策に向けての支援という形で、事業者に対する助成が必要だと思います。第2、第3と支援事業を行い、一時的なものではなく、これから景気が悪化していく可能性が高いこの世の中で、町内の事業者が生き残っていくための前向きな支援、例えば、先ほどから申し上げているガイドラインに沿った店舗の改装、それに係る費用及び対策、対応、それに係る諸経費などに対する助成など、飲食店に限らず全ての業種に平等に助成できるようにすることにより、結果的に本町からコロナウイルスの感染者の予防、そして、第2、第3波が来たとしても、対策を行っている町としては、影響が違ってくると思います。このウイルス感染は、来年から全くなくなるというのは考えにくく、これらと共存していくという考え方が望ましいという声もあります。

先ほど述べた助成ですが、実際に県や国は、既にこのような対策に対して、中小企業に対する支援補助を行っております。しかし、この支援や補助は、条件として、課長、副町長ご存じでしょうけれども、経営革新計画の承認を受け

ていること、ハードルが少々高い部分もありますので、町内全ての事業者が対象になるのはなかなか難しいかなと思います。

今日は大川市に関連のある方がいないと想定してお話をさせていただきますが、あの大川市は、形は違えども、休業協力金として一事業者当たり10万円も給付しております。10万円です。大川市が聞いていないことを想定してお話ししております。今までは全く必要がなかった事務所に入って、アルコール消毒液、よく見ます。このアルコール消毒液を備えるための費用、もしくは接客窓口、こういう仕切りなど、小さなことですが、飲食店に限らず平等に助成できる助成金を望みます。

何度も出ますが、先ほどの大川市の僅か10分の1、1事業所1万円支援したと仮定して、大木町全ての事業所にアルコール消毒液を設置する購入費を、従業員のマスクの購入費用などに充ててもらえれば、町内236事業者として236万円の予算、先ほどのテイクアウト・デリバリー事業の約3分の1で大木町全ての事業者に対してコロナウイルスの対策支援ができる形になります。高額になる店内改装費などに係る費用は、国と県の助成に漏れる方、該当しない方に対して、少しでも、少額でも支援できる助成金、何度も申し上げますが、今行っている支援事業は積極的に行っていただいて、さらにコロナウイルス感染防止対策を行う全ての事業者に対して係ってくる費用を助成、もしくは上乘せするということが望ましいと思いますが、副町長の考えを伺います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 益田隆一議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、飲食店について今回中心的に支援を行ったわけですが、この案件につ

きましては、私たちもどういうところに影響が出ているかということをもまず把握することが大切だということで、商工会を通しまして意見等を伺ったところでございます。今回につきましては、商工会のほうから特に飲食店が緊急を要するというような申入れがありまして、飲食店の店主さんたちも併せて町のほうに申入れを行っていただきました。この案件を受けまして対策を講じてきたというような状況でございます。

おっしゃるとおり、飲食店だけではなくて、ほかの事業者の方たちも影響を受けているということは察するところではございますが、支援というときに、一概に一定のお金を支給するというようなことで全てが解決するかと言われてますと、ちょっとそれだけの資金繰りというのは非常に大きなものにもなりますし、効果が期待できないというふうに考えておりまして、特に影響を受けているところに集中的に支援をすべきだということで、町のほうとしては考えているところでございます。その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後もいろんなところにアンテナを張りながら、どこに影響が出ているのか、そういうことを察知しながら効果的な対策を取っていきたいというふうに考えております。

それと、先ほど益田議員からの提案等もありました影響を受けている多くの店舗のところで消毒液とかガードを設置するとか、そういう統一的な防護策を取れないかというような提案もございました。この件につきましては、町のほうとしましても、商工会と協議をして対策を検討していきたいというふうに考えております。やはり町内の中小店舗になりますと、高齢で経営をされて、経営者だけで経営をされているというようなところにつきましては、そういう店内での表示とかアルコール消毒液の準備とか、そういうことについても、町内についてばらつきが出てしまうということも想定されますので、大木町として

は、一定の防護策を統一的に取るということは非常に重要なことなかとこのように考えておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

それと、店舗の大きな改装が必要になるというようなところにつきましては、先ほど益田議員もおっしゃったとおり、持続化補助金という国の補助制度がございまして、こちらにつきましては補助率が4分の3、国のガイドラインに沿った感染予防策を取るということになりますと50万円の上乗せがつきまして、最大の補助金の上限額が150万円まで広がりますので、こういう国もしくは県のほうとかの補助金、補助事業を活用して対策を取っていただきたいというふうに考えております。不足する分につきましては、益田議員からのご提案もありましたとおり、町のほうでも一定の独自支援策も検討していきたいというふうに考えておりますので、まずは事業者の皆さんにつきましては、商工会とか産業振興課のほうを通して、一般の町民の方の生活支援に関しましては、福祉課、それと、社会福祉協議会を通して相談をしていただければというふうに考えております。

以上で、益田議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長 3回目の質問ございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員 ぜひとも積極的に助成していただきたいと思います。ほんと、アルコール消毒液なんか小さいことなんです、マスクも小さいことだと思うんですけども、今やもうこれをしているのが当たり前。なければ逆にマナーに反するぐらいのそういう感じですかね。例えば、店舗に伺って、アルコール消毒液が置いている、置いていないだけでその事業者を見る目が変わってしまうと。言い過ぎかもしれませんが、それぐらい感じてしまう時代になってしま

うのではないかと。人としゃべるときはマスクをしとかんといかんとかいうような新たなマナーが出てくるものと、社会全体がそういう流れになっているような感じがします。ぜひ、先ほど検討していただいた内容を積極的に進めていただいて、今後の大木町の新たな商業スタイルを確立できればと思います。

今回のコロナウイルスの影響で、この数か月間、町の対応としてはとても大変なことだったと想像します。通常業務に加え、予期せぬ出来事に対し、今まで経験したことのなかった対応に追われ、その業務をこなし、世間は自粛モードの中、次々と出てくる問題に対し適切に対応すると。要望の数は山ほどある中、休みなく出勤し、町のためとして行った支援もまだまだ足りないという声も上がる中、職員の皆さんは真摯に問題に向き合って、問題を解決しようとさらに努力されていることと拝察いたします。支援に関しましても、町独自の支援事業を考え、多子世帯に対する応援事業、町民全員にマスクを配布、事業者に対しては融資の助成、ここでは言い切れないほどの支援を行っていただいております。こういった独自の支援事業を考え、実行し、町民のためを思っていることに対して、本当にありがたく感謝申し上げます。

ただ、ほんの少し欲を言えば、こういったとても素晴らしい支援事業であり、町民のためだったとしても、この支援がすぐに町民に行き渡らないことには実感ができず、問題は、実行するスピードではないかと思えます。本当に素晴らしい事業であっても、スピードが遅ければ、よかったと思える感謝が、愚痴、不平不満に変わってきます。このことはとても残念なことだと思います。目の前にぶら下がっているニンジンをいつまでも食べることができないと、本当に困っている方は餓死してしまう、もしくはお腹がすいているのを乗り越してしまふ、もしくはほかのニンジン食べているかもしれないです。先ほどの飲食店事業者等の支援事業は、スピーディーに実施されました。声が上がった、もし

くはその声が大きかったところにはすぐに実施されている感じがするのは、私だけでしょうかね。

私が懸念しているのは、本当に困っている方々というのは大多数いて、声を上げたくても上げにくいサイレントマジョリティーがいることです。独り親の家庭や低所得者、パートなどで生活をされている方々です。全ての困っている方々に対して支援が行き渡っているのか、疑問が残ります。

そして、支援のスピードも今回のコロナの影響で注目を浴びたものがあります。マイナンバーカードです。特別定額給付金では、本来迅速であるべきオンライン申請が名ばかりだったと賛否を呼んで、行政側にとっては、とても混乱した結果になったのではないかと思います。しかし、国は、全国普及率100%を目指しております。9月からはマイナポイントが付与され、さらに、法務省によると、予約者数が予算上限に達した場合、マイナポイントの予約を締め切る可能性があるとしてホームページに記載されております。2020年度に予算に計上されたマイナポイント事業関連予算は2,458億円、諸経費を引いてポイント原資を2,000億円とすると、上限が5,000円ですから、枠は4,000万人になります。全員に行き渡らない可能性もあると。さらには、通知カードも廃止され、全国普及率も5月時点で16.7%と低いと。いずれ必要となるカードなら、申込みが殺到する可能性が高いのではないかと思います。

私は、昨年12月議会でマイナンバーカードの普及を図るべきと執行部に提案しました。そのときの答弁では、確定申告の際に普及の促進を図り、人員体制、財政体制も整えるということでしたので、大木町も福岡県で下から2番目の普及率でしたが、今現在どれぐらいなのかあえて伺いませんが、恐らく以前にも増してかなり普及していることだと想像します。私は、こうなること予

想していましたとはちょっと言い過ぎなんですけれども、町民にとって、結果的によくなると思って提案した次第です。

この総務省が行うマイナンバーカードは、個人が対象になりますが、一方で、事業者、法人はどうなのか。経済産業省が行う電子申請のプラットフォーム、GビズID、Jグランツです。執行部の方既にご存じだと思いますが、分かりやすく例えると、個人番号におけるプラットフォームがマイナポータル、法人におけるプラットフォームがGビズID、Jグランツです。これは、補助金申請や社会保険申請などの様々な行政サービスを他の省庁の垣根を越え、1つのアカウントでアクセスできることが可能になります。セキュリティ一面では、今や当たり前である2段階認証、安全な仕組みになっております。実際に、私自身もこれを登録し、個人事業主として登録して実感しております。政府が掲げるデジタルファーストを基に、利用できる行政サービスは順次拡大しております。これからは電子申請が当たり前の時代になり、電子申請でないと受け付けないということも出てきます。既に行政もそれに対応していかなくてはならないのではないかと思います。実際に、100万円、200万円、その分の持続化給付金は、オンライン申請で受け付けております。ITが苦手だからできないという言葉が通じない社会になってきております。

先ほどから申し上げている内容は、先月の5月29日に行われた衆議院経済産業委員会で答弁されていた内容ですが、国は、全て電子申請に変えていこうという方針です。ただ、今回のコロナ対策補助金は申請できません。しかし、個人事業主や法人の電子申請は、GビズID、Jグランツが必要になり、スピードがかなり早くなると予想します。コロナ対策ですばらしい支援や補助金があっても、今回のようにスピードが求められる時代になれば、せっかいい内容でも、結果、悪く取られてしまいます。

何で私がこのようにGビズID、Jグランツを勧めるかといいますと、マイナンバーカード、この普及率が全国1番だった場所ご存じですかね。宮崎県の都城市、全国1位だったところが、この現金10万円の給付が全国1位だったんですよ、一番早かったんです。

以前、12月の議会で総務省に尋ねたときも、マイナンバーカードの普及率が高いところには何らかの恩恵があるようなニュアンスで話されたように私も個人的に感じましたが、今後、コロナウイルスのような別の新たな危機的状況に陥った場合には、個人事業主、法人も、今回のような補助金や助成金が早く給付されるようにするには、このGビズID、Jグランツが必要になり、普及率が上がることにより、スピードで対応できることかと思います。普及率が上がることにより、個人の給付金は、都城市のように全国で1番目に普及されましたけれども、事業に関しては、大木町が1番に普及されたということもあり得ると。事業がほかの市町村に比べ分母が小さいことであれば、普及率も格段に上がるのではと思います。マイナンバーカードの普及率は、福岡県で下から2番目という不名誉から、GビズID、Jグランツの普及率は全国1位という名誉挽回が今ならできます。

内容よりもスピードを重視するのであれば、普及率を上げ、町民の多くの方に認知していただくためにも、これから広報していくことが必要だと思いますけれども、ここは町長のお考えを伺いたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 7番、益田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来、町のコロナ感染症対策に関していろいろご評価いただいている面、

いろいろご指摘いただいている面ございました。町としては、とにかく迅速に困っている人たちに必要な対策を講じていかなければならないということで、議員の皆様にご相談申し上げまして、専決で即刻対応させていただいたところでは大きかったし、そのときにおいても、議会の皆様のご理解、ご支援をいただいたということ、ほんとに町一丸となって何とかしないとイケないという、そういうような対応ができたのではないかなということ、議員の皆様にも心からお礼を申し上げたいというふうに思っております。

ただ、いずれにしましても、コロナ感染症の影響というのは、これからまだまだ続きます。感染症が広がらなくてもいろんなところでまだ影響が出てくる場所があるかと思えますし、さらに第2波、第3波ということも考えられますので、ほんとにこれから大木町でコロナ感染者を出さないということも大事でありますし、ほんとに困っている人、影響のあるところに必要な支援を行っていくというそのことについては、非常に重要なことだというふうに考えています。特に議員ご指摘のように、どこがほんとにこの影響を受けているのか、そのところをしっかりとリサーチしていかなければならないというのはしっかりと肝に銘じているところでもございまして、いろんな手段をもってどういう影響、どういうところでほんとに困っているのかというところについてはリサーチをして、必要であればすぐ対策を講じていきたいなというふうに思っております。

基本的に、町の支援対策というのは、国・県の対策が柱で、その隙間というか、地域性がある隙間の部分を町が迅速に支援をしていくということになるのかなというふうに考えています。今後とも、議員各位のご支援、ご協力をお願いしたいということをもまず申し上げたいと思います。

今回、特別給付金に関しましては、職員の皆様のご苦勞によって5月中には92%の皆さんにお届けすることができたということで、この件に関しては、

ほんとはよかったなど、影響のある皆さんに、この地域でもかなり早い段階でお届けすることができたということで、冒頭挨拶でも申し上げましたけれども、職員の苦労をねぎらいたいというふうに私自身も思っております。

マイナンバーカードの利用に関しましては、本町においてはほとんどございませんでした。よくニュースでマイナンバーカードを利用することでかえって混乱している事例というのが多数報道されています。マイナンバーカードも日常的に使えるような状況であればいいんですけども、たまに使うと、例えば暗証番号2つ入力せんといかんし、それ間違えるとロックされてしまいますので、そういう部分があったりして、かなり混乱をして、そちらのほうで相当窓口が混乱したりしているというようなニュースもございましたし、申請自体がマイナンバーカードを使った電子申請になってくると、申請内容が不備があったりとかという案件が多く見られたということで、混乱の基になっているという、そういうニュースも多かったのかな。このニュースが、マイナンバーカード自体のマイナス影響を与えないといいなというふうに私も思っています。

ただ、マイナンバーカード自体も、ほんとに国民の皆さん、住民の皆さんが使いやすくするためには、もう一工夫、二工夫改善が必要なのかなと。これは、ほんとに個人情報のかたまりですから、やっぱりどこでも持ち歩いて何でも気軽にというところになかなかできないのかなというようなこともありますので、マイナンバーカードに関しては、当然、普及もしないといけないと思っておりますけれども、そういうところの活用の仕方あたりもしっかり住民の皆さんに理解していただく必要もありますし、国等に要望していく必要もあるのかなというふうに考えております。

ご指摘のJグランツ、法人におけるいわゆるマイナンバーカード、登録することで地方の補助金申請も素早く簡単に申請することができる。これは非常に

優れたシステムだと思います。GビズIDといういわゆるアカウント的なやつを事前に登録して、二、三週間日にちがかかるということで、そこら辺が多分大変なところかなというふうに思いますけれども、補助金申請というのは、ほんとにどういう補助金があるのかということも分かりにくいし、申請自体も非常にややこしい。普通なかなか申請するのが大変だというそういうようなイメージがありますので、こういうやり方というのは、恐らく今後、普及してくるだろうというふうに考えておりますので、議員ご指摘のように、まず商工会と連携をして、こういう制度があるということをご存じない方も多いと思うので、しっかりお知らせをしながら、GビズIDの登録なり、そこら辺の支援をどうするのか。多分、商工会を中心にやっていただくということが一番現実的なのかなと思っていますし、あと、町で何ができるのか、そういうところについては、できることはしっかり支援をしていかないといけないなというふうに思っています。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関しては、よくピンチをチャンスに変えるという言い方をされる方がいらっしゃいますけれども、いわゆるいろんなこれまでの日常の影の部分というか、そういうのをあぶり出した。やっぱり都市一極集中の持つリスクであるとか、いろんな今までの日常だったものに疑問符がついている部分ということも随分あって、これからの日本の暮らしの在り方であったりとか、経済の在り方であったりとか、そういうこと自体も根本的に変えないといけないというそういうような議論もなされるきっかけになっているという状況であります。特に、テレワークなんか非常に今回のコロナウイルスによって普及をすることで、何も東京に住んでいなくてもいいんじゃないかと、何も福岡市に住んでいなくてもいいんじゃないかと。地方に住んでいて、仕事ができるようなそういうような環境ができたというか、できると

というようなことが確認をされて、そういう意味では、これからの地域の位置づけとか、強みあたりも少し生かしていきけるんじゃないかなというふうに思っています。

そのためには、何をおいても光ケーブルをまず早く開通をさせて、インターネット環境を整備しとかないと何も言えないというそういうような状況でありますので、そういうことを含めて、コロナ後の事業、暮らし、経済、いろんな在り方について、少し先のほうを見て、町としての今後の対応を考えていくということも必要だというふうに考えております。これは、ただ、やっぱりいろいろ議論していかなければいけないので、議員さんを含めて議会の皆さんともしっかり議論をして、大木町の強みにさらに磨きをかけていけたらというふうに思っております。

以上で終わります。

議長 若干時間がありますので、一言何か。

益田隆一議員 せっかくなんで。先ほど町長おっしゃられたとおり、テレワーク、もうほとんどの事業所、私も経験ありますし、ただ、それが福岡市じゃなくても地方に行き渡るといえることと言えば、来年度から本町にも、町長の英断のおかげで光回線が開通する予定になっておりまして、ほんと大変ありがたい話でございまして、ただ、IT関連では若干周回遅れだった本町ですけれども、来年からは、光のスピードで対策、支援、施策等をぜひ図っていただき、GビズID、Jグランツを推進していただいて、大川市、他の市町村に差をつけていただければと願いたいところでございます。

以上です。

議長 以上で、7番、益田隆一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

休憩	10時18分
再開	10時25分

議長 それでは、再開いたします。

議論白熱して議場内がちょっと暑くなってきましたので、暑い方は上着のほうを取っていただいて結構です。質問される方は上着を着用してお願いします。

それでは、再開いたします。

続いて、5番、古賀靖子議員の質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5番、古賀靖子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、本町における情報発信の課題と今後の展望について質問いたします。

ここで取り上げる情報発信の重要性については、このたびの国や本町の新型コロナウイルス感染症への対応や支援の在り方をめぐる議論をきっかけに問題意識を持つようになりました。本町も国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症に対するため、3月2日、小・中学校の休校に始まり、緊急事態宣言とそれに伴う自粛要請により、町民を取り巻く状況は日々変化いたしました。こうした中で、例えば個人や事業者に対する経済的な支援や保育園、小・中学校

の対応など、自治体が発信する情報は町民の生活に密接に関わっており、情報が分からなければ不安を抱えることとなります。今回のこのような非常時においては、特に早い、分かりやすい、確実な情報の提供が求められており、情報発信の強化をすることで町民の利益につながると考えられます。

さらに、自治体が発信する情報は、今回の新型コロナウイルス感染症のような非常時だけでなく、長期的なまちづくりの視点からも重要であると考えられます。少子高齢化により人口が減少していく中で、広く町内外の住民に選ばれる自治体となるためには、まずは本町のことを知ってもらう必要があります、そのために情報発信の在り方は一つの大きな鍵となります。

そこで、このことを踏まえ、本町における情報発信の課題と展望について、3点お尋ねします。

- 1、町政において情報発信の重要性や必要性をどのように捉えているのか。
- 2、情報発信に対し、現在、担当課はどのように取組を行っているのか。
- 3、その上で実際に町として情報発信の課題を認識しているのか。

以上、よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

①町政において情報発信の重要性や必要性をどのように捉えているかについては私のほうから答弁をいたしまして、②現在どのような取組を行っているのか、③町として情報発信の課題を認識しているかについては企画課長が答弁いたします。

議員ご指摘のように、情報を発信する上で、早い、分かりやすい、確実なも

しくは正確なということは大前提となりますけれども、一方で、スピードに価値を置く情報と物事を深く掘り下げることに価値を置く情報に分けることもできるかと思えます。とりわけ、災害時の避難情報やこのたびの新型コロナウイルス感染症に係る対応など、町民の皆さんの生命や財産に関わる場合は、情報発信のタイミングを誤れば大きな被害につながりかねないということから、スピードはまさに生命線と言えます。

緊急時の情報伝達手段といたしましては、防災無線、高齢者などに配布している防災ラジオ、緊急メール、ホームページ等を活用しておりますけれども、町民の皆さんに漏れなく正確に情報を伝えられているかどうか、このことは常に検証していくことが必要だというふうに考えております。

一方、後者のほう、主に様々なまちづくりや事業に町民の皆さんに参加や協働をしてもらうための言わば協働のまちづくりのための情報発信という側面が強くなってまいります。この場合、自分事として共感してもらえそうな情報の中身にすることが求められます。日常時の情報発信として特に軸足を置くものとしたしましては、広報紙とホームページでございます。広報紙は月に1回の発行でありますので、迅速性に欠けるという反面、深く掘り下げて伝えることができます。ホームページでは、迅速性に優れ、かつ必要に応じて詳しく伝えることも可能ですが、高齢者など一部汎用性に欠けるという欠点もございます。しかし、情報が欲しい町民の皆さんに、少なくともホームページを見れば町の最新の情報についていつでもアクセスできるようにするということは重要なことで、ホームページの活用はとりわけ重要だというふうに考えています。

いずれにいたしましても、情報の種類に応じて様々な情報手段を活用していく必要がございますし、迅速に効果的に情報を発信することで、町民の皆さんと情報を共有するということが、協働のまちづくりを進める最も重要な要件で

あるというふうに認識をいたしております。

また、町民の皆さんに向けた情報発信に加えて、議員ご指摘のように、選ばれる自治体となるために、外に向けた情報発信が重要性を増してきております。ほとんどの自治体において人口減少が顕著になりつつある中、これまでの活力を維持していくためには、定住人口だけではなく、交流人口や関係人口を増やしていくということが急務となっております。そのためには地元の魅力を売り込む営業活動であるシティプロモーションが重要な鍵を握っていると言われております。具体的には、地元の特産品をイベントなどでアピールしたり、地元のマスコットとしてゆるキャラを使ったりして地域を宣伝しているということは一般的に知られている取組でございます。シティプロモーションの本質は、地域のイメージをブランド化し世間に広める活動であります。一朝一夕に成果を得られるような取組ではございませんので、地域自体の魅力をしっかりと磨きながら、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、どんなにいい取組であっても、それを情報発信しなければ、それは何もしないことと同じだというふうに思っております。様々な情報発信ツールを活用して戦略的に情報発信を行い、協働のまちづくりを推進するとともに、本町のブランド化を図っていきたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

現在、本町で取り組んでいる情報発信については、毎月1日に発行しています広報おおきをはじめ、インターネットを活用したホームページ、SNSのほ

か、記者会見、プレスリリースなどを行っています。情報発信ツールにはそれぞれに強みと弱みがあることから、目的や対象に合わせて使い分けを行っています。具体的には、タイムリーに伝えたい情報はホームページで、じっくり読んでもらいたい情報は広報紙、町内外に広く伝えたい情報はマスコミにといった具合に、また、必要に応じて幾つかの発信ツールを組み合わせるなどして発信を行っている状況です。

また、今年の3月から始めました定例記者会見は、定例町議会の開催を併せて実施することとしています。さらに、小まめにプレスリリースも並行して行っており、報道機関との良好な関係性を築くことにもつながっています。いまやネットへのアクセスはスマホからが8割から9割を占めていると言われており、今後はデジタル・ファーストを意識する必要があると考えています。本町においても、スマホへの対応の強化を図るため、現在、ホームページのトップページのリニューアルを図っています。

対外的な情報発信については、このたび大木町の魅力を広く伝えることを主な業務とする地域おこし協力隊を5月から配置しました。地元のいいところは、地元の人には当たり前過ぎて気づかないことが多いと言われております。地域おこし協力隊には、都会の目で大木町のよさを発掘してもらい、町内外にしっかりと発信していただきたいと考えております。

また、ふるさと納税の返礼品は、大木町の暮らしの豊かさを伝えるツールとして位置づけておりますので、新規の品の発掘や開発などを行い、ブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

情報発信は手段ですから、発信するコンテンツ（中身）がなければ行うことができませんし、逆に、価値のあるコンテンツがあれば、価値のある情報発信を行うことができるということが言えます。したがって、各課各職員が持つて

いる情報をいかにして集めるかが情報発信の肝となります。

そこで、従来から庁内において広報広聴委員会を組織するとともに、各課より委員を選出して情報収集を行っておりましたが、今年度からはその委員を原則係長職以上にいたしました。狙いは、所属課の情報を漏れなく把握してもらうとともに、その情報の価値づけ、さらに発信のベストタイミングを計ってもらうことなどを委員にしっかりと担ってもらうためです。委員には、月1回の定例委員会のほか、専門家や実務者等を招いての研修会などに出席してもらい、さらなるスキルアップを図っていただきたいと考えております。

次に、情報発信の課題についてですが、大きく4点考えております。

1点目は、スピードへの対応です。

現在の広報紙や回覧板などの紙媒体では、月2回しか各戸に届けることができません。今回のような新型コロナウイルス感染症対策では、感染の状況によって対応策を機動的に変えていかなければならないため、紙媒体では限界があります。一方でネットを使った媒体は、瞬時に発信できるものの、現時点では高齢者の方を中心にカバーできない層があり、十分なものとは言えない状況です。現状では、2つの媒体を組み合わせながら、それぞれの弱みをできるだけ補完できるよう努めているところです。

2点目は、デジタルへの対応です。

前にも述べましたが、ネットへのアクセスの8割から9割がスマホという実態においては、紙媒体が持つ情報伝達の影響力が相対的に落ちているということになります。情報収集から発信までをデジタルデータで扱えば、もっと早くて効率的に業務を行うことが可能になると考えられます。ドイツ観光局では、既に紙媒体は一切扱っていないということです。

また、待ちの姿勢ではなくて、情報の拡散が期待できるSNSについても、

積極的に活用していく必要があると考えています。フェイスブックは既に導入していますが、ツイッターやLINEなどについても積極的に導入し、ブッシュ型配信を行っていきたいと考えています。

さらに、動画への対応も必要だと考えております。1分間の動画は、ウェブページ3,600枚相当分の情報量と等しいとも言われております。第5世代移動通信システム(5G)が本格化していく社会においては、動画への要求もさらに高まるものと考えられます。

3点目は、外向きの情報発信としてのシティプロモーションへの対応です。

そもそも自治体は、そこに住む住民の方を対象にしてきたこともあって、対外的に情報を発信するのが上手ではなかったと思います。しかし、町長の答弁にもあったように、人口減少と高齢化が今後ますます進行していく中では、内の力だけではなく外の力も借りていかなければ町の機能を維持することはできません。シティプロモーションは、町外の方が大木町のために行動してもらうための取組ですが、その前提となるのが、町民の皆さんが地元愛を持ってもらうことであり、地域自体を魅力的なものにしていくことです。地域住民が地元のことを愛していない町、あるいは地域自体に魅力がない町、そういった町に外の方は訪れたり関わったりすることはありません。これまで地道に行ってきたさるこいフェスタや花のあるまちづくりなどの取組が、地元愛を醸成したり地域の魅力づくりにつながったりしているのではないかと考えております。

最後の4点目は、職員の意識への対応です。

情報発信を広報担当に任せっきりせず、職員一人一人が情報発信者という意識を持つことが必要です。大木町は情報発信が下手と言われることがありますが、それは私たち職員が情報というものを大切なものとして扱ってこなかったからだと思います。情報とは、相手に行動を起こさせようとする刺激で

あり、何を目的に、誰に、何のメリットがあつて、どんな行動を取ってほしいのかということを常に意識して情報発信が行える職員であるために、意識改革とスキルアップを図っていきたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、①の町政においての情報発信の重要性や必要性をどのように捉えているのかについての2回目の質問ございますか。ございませんか。

では次に、現在どのような取組を行っているのかというふうなことについての2回目の質問ございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　再質問いたします。

地域おこし協力隊について質問いたします。

地域おこし協力隊については、昨年6月、今年3月に一般質問をしております。対外的な情報発信を強化するために、今年5月から地域おこし協力隊が配置されたということで、今後の活躍が期待されます。しかし、一方で地域おこし協力隊については、これまでの経験から、その業務や活動の在り方が難しく、なかなか成果が見えづらいといった課題も指摘されています。

このような状況を踏まえ、地域おこし協力隊の人材を有効に活用するために、担当課として、さらには課を超えて町として具体的にどのような活動を行っていくのか、また、行政と連携をどのように図っていくのか、現時点での構想をお尋ねいたします。

議長　答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長　　ご質問にお答えいたします。

答弁のほうでも申し上げたとおり、このたびの地域おこし協力隊は、大木町の魅力を広く伝えることを主な任務としております。ですので、なるべく多くの町民の方に出会っていただきたい。あるいは、大木町のなりわいや暮らしぶり、祭り、そういったものにも触れていただきたいというふうに思っております。そういったものに対して感じてもらったことを率直に発信してもらい、そういったことをぜひ期待しているところでございます。

私たち職員としては、魅力的な町民の方を紹介したり、いろんななりわい、暮らしぶり、祭り、そういった場面に同行したりして言わば伴走しながら活動を支えていきたいというふうに考えています。

今の現時点の構想は以上のところでは。

議長　　それでは、3回目の質問でございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　　企画課長、ありがとうございます。ぜひ伴走しながら、ゆっくりと人育てしていただきたいと思っております。

次に、再々質問させていただきます。

次は、広報広聴委員会についてお尋ねいたします。

本町がより魅力的な地域となり、住民から選ばれる自治体となるためには、町長が答弁で述べられた協働のまちづくりが重要となります。今回の一般質問のテーマである情報発信の視点から、協働のまちづくりを推進するためには、行政から住民に情報を届ける広報だけでなく、住民の声を行政に届ける広聴が重要であると考えます。

そこで、今後の情報発信の取組において、情報を送る側である行政と情報を

受け取る側である地域住民との間で意見交換をする仕組みを検討されているかどうか、お尋ねします。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長 再々質問にお答えいたします。

現在、町民の皆さん方の声を聴く仕組みとしては、町長への手紙やホームページ等を活用した問合せメール、そういったものを整えております。

しかしながら、やはり各課の各職員がふだんの業務の中で、町民の皆さん方のつぶやきとかも含めて情報の収集に努めることが私はとても重要ではないかというふうに考えております。とても企画課だけではおのずと限界があるというふうに感じております。

意見を交換する仕組みとしましては、具体的なテーマとか議論する枠組み、そういったものをあらかじめ決めておかないとなかなか議論はかみ合わないのではないかというふうにも考えております。

このたび気候非常事態宣言をテーマに、公ちゃんカフェ、これは町長の名前が公雄さんですのでこの公ちゃんを使って公ちゃんカフェというのを、これは町長と率直に語り合おうという場ですけれども、7月4日に昼と夜に分けて行うこととしております。そういった場が必要だというふうに考えております。

また、計画を策定したり、重要な政策や施策、そういったものを具体的にしていく場面においては、パブリックコメント制度というものも実施しております。さらに、計画段階から町民の皆さん方の声を反映していく仕組みとしては、最近ワークショップといったものも実施させていただいております。そういった状況や場面に応じて町民の皆さん方の声を聴く機会を積極的に設けていき、

協働のまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長　それでは、③の町としての情報発信の課題を認識しているのかについての2回目の質問でございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　公ちゃんカフェ、私も第1回目参加させていただいております。地域ワークショップも参加させていただいたので、そういうところが意見交流の場と考えられているというふうに分かりました。

次に、情報発信のスピードと分かりやすさについて再質問させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症への町の対応をめぐり、一部では、町から提供される情報が遅いや、情報が分かりにくいといった声も聞かれました。具体的には、ホームページの新着情報に表示されているにもかかわらず、実際には情報が更新されていなかった。また、ホームページの情報の中で何が新しいのか分からないといった事例がありました。小・中学校の保護者からは、小学校の対応に関する情報が遅く仕事に影響が出て困った、相談窓口の連絡先が分からない、行政用語が理解できなかったなどと多くの意見が聞かれました。

先ほどの答弁で町長や担当課長が述べられているように、特に町民の生命や財産に大きく関わる災害や感染症などの非常時や緊急時においては、情報発信のスピードはもちろんですが、分かりやすい情報の発信も不可欠です。この場合、分かりやすい情報発信とは、必要な情報にたどり着きやすいということや、誰が見ても理解できる文章であるということも含まれます。こうした情報発信の在り方については、情報の表示の仕方や表現の仕方をはじめ、ホームページ

など活用方法について日常から準備しておくことが重要だと思っております。

そこで、今回の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、今後の第2波、第3波に備えるとともに、次にほかの災害が起こったときにも迅速かつ有効に対応するために、今回の町の対応について、特に情報発信、情報共有の観点から検証されているのか、また、課を超えて検証内容を共有しているのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長 再質問にお答えいたします。

まず、情報が遅いという件につきましては、マスク販売をご案内する情報について、回覧板でお知らせしたケースがございまして、この件につきましてはやはり一部の町民の方にご迷惑をおかけしたということは承知しております。

基本的には、情報につきましては答弁のほうでも申し上げたとおり、情報の中身が決まらないことには発信ができませんので、その辺につきましては決まり次第、速やかに発信してきたところではございます。

ご指摘のとおり、必要な情報にたどり着きやすいとか、書かれている文章が誰にも理解しやすいものになっていたかというところでございますけれども、通常と申しまししょうか、風水害や地震、そういった自然災害については、もう既に情報発信をするための情報のテンプレートといったものを各課で準備をしておりますので、そういった事態が起これば速やかに発信する準備ができていて、体制ができていてというふうに考えております。

今回、感染症対策については、残念ながらテンプレート自体がなかったものですから、一から原稿を各課において起こしていただいたというところで、

少々手間取ったところはあったかと思えますし、そういった中で文章を十分練るといえるのでしょうか、文章の推敲そういったものが不十分だった点において分かりづらさというものがあつた部分は認識しておるところです。今後、その辺については自然災害と併せて感染症対策についても、あらかじめテンプレート等の準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

今回、情報にたどり着きにくかったという分については、ホームページ上においては、途中からではありましたが、コロナ関係の特別な枠を作りましてそちらのほうで別途配信することにいたしました。十分な、基本的に各課で発信する分とリンクという形でその特別な枠を作っている関係で、確かに十分整理されていなかった部分もあつたかと思われますので、これについては複数の目でしっかりチェックをして、改善を図っていききたいというふうに思っております。

いずれにしても、情報のソースといたしまししょうか、情報源については各課の現場にあるわけですから、各課がやはり収集、発信のまずは第一義をしつかり行ってもらうということが重要なことと思っております。そういった発信の中で、私たち企画課のほうとしては、まずその情報が分かりやすいものになっているのかどうか、若干リライトといたしまししょうか、書き直しも含めてする役割があるのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、今回の取組は、いわゆるイレギュラー尽くしの取組でございましたので、いま一度検証して、ご指摘の必要な情報にたどり着きやすい、分かりやすい、そういったものに努めていきたいと思っております。

以上です。

議長　それでは、情報発信の課題について、最後の質問ございますか。古賀

靖子議員。

古賀靖子議員　　ありがとうございました。

　　コロナウイルス感染症に関しましては、毎日朝、昼、晩、ホームページをチェックしておりましたので、何が新しいのだろうというのは私の実感であります。

　　再々質問いたします。

　　今後の取組の実現可能性についてお尋ねいたします。

　　企画・環境課長の答弁にありますように、本町では既に情報発信の目的や対象に合わせて、ホームページや広報紙などの手段を使い分けており、さらに今年の3月からは、定例記者会見やプレスリリースなど、新しい取組が始まっています。しかし、町として情報発信に取り組んでいるにもかかわらず、タイムリーに情報を伝える手段であるはずのホームページがあまり見られていない。また、記者会見やプレスリリースに至っては、その取組が行われていることさえ、これ自体があまり知られていないという現実があります。

　　こうした現実を踏まえた上で、町民の情報発信のニーズに応えるためには、単に新しくデジタルの媒体を増やすだけではなく、既にある情報発信の手段も併せてうまく活用していく必要があると考えます。

　　そこで、現在の体制の下で、答弁で述べられた様々な取組を実現化することができるのかどうか、お尋ねいたします。

議長　　それでは、答弁を許します。野田企画課長。

企画・環境課長　　再々質問にお答えいたします。

課題については4点ほど申し上げたところですが、既にあるそういった媒体を上手に使いながらというようなご指摘ではございますが、やはり町民の皆さん方が情報を収集するいろんな手段というのが多様化しているということで、既存のものだけで十分伝わったということにはなかなかならないかというふうには考えております。そういう意味では、課題に上げた分についてをしっかりと着実に進めていく必要があるというふうには考えております。

限られた人員の中でそういったものを達成していけるかということでございますけれども、これから先、職員を増やせる状況ではない。ましてやこれから先は、総務省が出した自治体構想2040の報告書によると、これから20年後ぐらいには、約半分の職員で自治体を賄っていかないといけないというような報告書も出ておるぐらい厳しくなることが予想されておりますので、今の現陣容でやはりしっかりやっていく必要があるかと思っております。そういう点では、企画課だけが頑張るということではなくて、職員100名弱おりますので一人一人が、これも答弁を申しましたとおり、町民の皆さん方にしっかりと耳を傾けて、そういったものを必要であれば町民の皆さん方に発信していく、そういったことをやっていくことが必要じゃないかというふうには考えております。

以上です。

議長　それでは、全ての質問終わりましたけれども、若干時間がございますので、一言だけ何かございましたら。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　すみません、最後に町長にお尋ねします。

最後になりますが、本日の質問の全体を踏まえ、町長に伺います。町長は先ほど、どんなにいい取組を行っていても、それを情報発信しなければ、それは

何もしていないことと同じだ、様々な手段を活用して戦略的に情報発信を行うと言われました。また、企画課長の答弁から、今後、本町の魅力を磨きつつ、その魅力を町内外の住民に知ってもらい、さらに本町を選んでもらうために、SNSの活用から職員の意識改革まで様々な対応が検討されていることが分かりました。

このような取組を実行し成果を上げるためには、人、お金などの投資が必要であり、また、まちづくりに終わりはないため、長期的に継続しなければならないと思います。そのためにはどのような体制がよいのかということを検証する必要があると思いますが、町長のお考えを教えてください。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 5番、古賀靖子議員のご質問にお答えいたします。

古賀議員からは、何かいろんな場面でホームページの更新が遅いとか分かりにくいとかいうご指摘をいただいています、はっきり言って、古賀議員からいろいろご指摘いただくことで、やっぱり情報に対する考え方というか、本当に重要なんだなということが少しずつ分かりつつありますので、今まで本当にしっかりその点についてご指摘いただいたということに関してはありがたかったかなと思っていますし、今後も気づかれたことをどんどんご指摘いただければなというふうに思っています。

はっきり言って、大木町の情報対策に対してまだまだ課題は多いというふうに考えています。ホームページも最近少し意識的に、古賀議員のご指摘もあって、情報の更新であるとかそういうことに取り組むように気がけてはおりますけれども、それでもまだまだだと思っています。今、ホームページもリニューアル

してまして、ホームページは万全じゃないかもしれませんが、ホームページを見れば少なくとも町の動きは分かるというものでなければいけないと。町民が何かこう、町がどうなっているのか、ごみの分別はどうなっているのか、ごみ出しはどんなのかなとか、緊急対策のときにどうしたらいいのかと、そういうときにすぐ情報が得られる、少なくともそういう存在でなくてはいけないというふうに思っていますので、ホームページについては今リニューアルしていますけれども、しっかりそういうような方向でリニューアルをしていきたいというふうに思っています。

それと、まず私も含めて本当に情報に対して意識が低かったなと思っています。職員がやっぱり全体として情報に対する意識をもう少し高めるといって、少なくとも職員間でそういう情報を共有する。それをホームページを利用するというのもあるのかなと。職員もやっぱり全ての職員が町の出来事を全て知っているわけではない。ただ、町民の皆さんと触れる中で、職員だから当然知っているだろうというふうに思われて質問されるようなこともあるわけですから、まちづくりに関心を持つという意味でも、職員がやっぱりいろいろ町のことについて関心を持って情報を得る必要がある。それに関しては、例えば職員が最低1日1回ホームページを見ると。その中で今の町の情報を職員自体もいつでも共有できているという、まずそういう状況をつくるということは非常に重要なのかなというふうに思っています。

そこからのスタートかと言われるかもしれませんが、そういうことはまず重要ななと思っていますし、情報に関しては当然、協働のまちづくりによって町民の皆さんとの情報共有というのが非常に重要なことになりますので、ホームページを含めて広報。広報は結構頑張ってくれているなと思いますけれども、ホームページを含めて、町民の皆さんとのそういう必要な情報をすぐ得

られるという媒体を提供することで、町民の皆さんがいつでも情報を得られる、そうすることで本当に町に対して関心を持ってもらえる、そういうような状況整備をしていくことが必要かなというふうに思っています。

実は今、電算のリプレースの時期でありまして、そういうことも今検討しているんですけども、はっきり言って、役場の中はご存じのようにWi-Fi環境もないんですね。ホームページ、インターネットとかを使って必要な情報をすぐ得たり、活用したりということもなかなかちょっとやりにくいというようなこともありますので、そういうことも一つ、情報化を進める上でのネックになっていたのではないかなというふうに思っていますし、そういうことも含めて職員との情報共有、町民の皆さんとの情報共有、その中でホームページに関してもしっかりと町の動きが分かるようなそういうような作り込みをしていきたいと思っていますし、私のほうもホームページのほうにはその時々町民の皆さんにお知らせしたいこと、お願いしたいことについては、できるだけ頻繁にホームページでお知らせしていけるようにしないといけないなというふうに今考えているところでございます。

それと、対外的にいわゆる町を売り込むというか、町外の皆さんに町の魅力を知っていただいて定住に結びつけるとか、もちろん交流人口とかを増やしていくという、そういうような取組も当然必要になってきます。これに関しては、なかなか行政ではやりにくいというところが前から課題としてありましたので、その部分を担うのがまさしくWAKKAではないかなというふうに思っています。ふるさと納税業務を、WAKKAを通じていろんな町の特産品の開発をやっていますし、いろんな魅力的な商品を幾つか創ることもできたし、今まで知らなかった分を掘り起こすこともできたのかなというふうに思っています。何よりもこういう大木町の魅力を一つの冊子にまとめてお知らせすることができ

る、これはふるさと納税をしていただくということも大事なんですけれども、こういう冊子になって大木町の魅力を一つにしてまとめることができたというのは非常に大きいのだなというふうに思っています。WAKKAに関しては、行政で足りない部分を、情報発信であるとかそういうことを含めて担ってこういう趣旨で設立をしておりますし、まさに事業所、いろんな町の団体であったりとか企業であったりとか、そういうところを含めたオール大木町体制でシティプロモーションを担ってこういうことがWAKKAの目的の非常に大きな部分でございますので、一つそういう対外的な部分については、行政もちろん担う部分はございますけれども、行政と主にWAKKAのほうで中心的にそういう対外的な部分というのは担っていただくということになってくるのかなというふうに考えています。

ちなみに、大木町のPRビデオも今、WAKKAのほうで作っていただいています、そういう取組を今後WAKKAのほうが中心になって進めていただきたいというふうに思っております。

以上で質問に対する答弁を終わります。

議長　以上でよろしいですか。

それでは以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

それでは続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員　2番、野口裕子でございます。

議長の許可を得ましたので一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

1、本町の職員配置について。

4月からの人事異動で2つの課を兼務される課長がいる。健康課と福祉課、

環境課と企画課の兼務、この件について町長の方針をお聞きいたしたい。2つの課を兼務することで、よりよい住民サービスを進めることができるのか、また、職員の育成と組織の活性化は進められるのか、お尋ねいたします。

2、本町の健康づくり推進について。

緊急事態宣言が緩和され、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがあるようにも思えますが、影響の大きさは現代人の私たちには初めての経験となっています。この件についてお伺いしたいことは多方面にあります。自粛生活、ステイホーム、おうち時間という自粛期間での健康維持についてお聞きいたします。

本町は、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費が高額で、平成26年度より7年連続で高医療費市町村に指定されています。これは2年前の医療費により算定されるため、平成30年度の実績医療費により国民健康保険の1人当たりの医療費は、令和2年度は県内で第6位、前年度、前々年度8位より高い状況となっています。大変残念な状況となっています。

この医療費の削減もですが、何よりも町民一人一人がいつまでも健康で自分らしく生活できることが一番の願いです。そのためにもいま一層、自らの健康に関心を持ち、病気予防に積極的に取り組むことが必要と考えます。町の健康づくり推進事業についてお伺いいたします。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、1、本町の職員配置について答弁させていただき、2、

本町の健康づくり推進については健康課長が答弁をいたします。

まず、今回の人事異動に当たっての基本的な考え方をご説明いたします。

本町におきましても、本格的な人口減少・少子高齢化に直面し、これまでのように歳入の伸びが見込めないばかりか、福祉や子育て支援など社会保障関連経費の激増や新たな住民ニーズの高まり、公共施設の長寿命化のための再投資への対応が求められるなど、自治体としての経営は厳しさを増しています。今後の自治体経営において、自立した地域コミュニティーを再構築することと同時に、必要な行政サービスを最少の経費で効果的に提供するための行政組織の大幅な見直しは避けて通れない課題だというふうに考えております。

新たな行政課題に迅速に対応できるスリムで柔軟な組織機構を構築し、行政の組織力、職員力を遺憾なく発揮され、行政組織の生産性向上を目指していかなければなりません。そのためには明確なビジョンに基づく組織マネジメントを徹底し、職員一人一人がモチベーションを高め、質の高いワークスタイルを確立することが必要だというふうに考えております。

現在の行政組織におきましては、課や係において業務分担を明確にしており、それが定着はしておりますものの、縦割り行政の弊害というものが指摘されており、係間の業務の不均衡であったり、係や課の業務にとらわれ、相互の連携が取りにくいなどの課題が多いというふうに感じております。業務量や新たな課題に応じた柔軟な職員配置や事務分担がスムーズにできるように、施策の類似性・共通性に基づき既存組織を見直し、縦割りの弊害を排除できる各部門ごとの大きくくりの組織、業務に応じた柔軟な人員配置ができる組織に、組織機構の見直しを現在検討しているところでございます。

来年度からの機構改革を踏まえ、今年度の人事異動におきましては、健康課と福祉課、環境課と企画課の課長を兼務させました。健康課と福祉課は、介護

予防事業や出前講座などの事業において重複する部分も多く、特に高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施が10月から始まることから、連携することで効果的にサービス提供ができると期待をしています。また、環境課の目指す循環のまちづくりやもったいない宣言第二ステージの追求、気候非常事態宣言の実行は、環境課だけの範疇を超え、まちづくり全般に関わるもので、まさに町全体一体的に取り組むべき課題であります。課長兼務については、来年度の機構改革をにらんだ試行であり、課題もございしますが、来年度実施予定の機構改革にしっかりと反映していけるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、機構改革は次期総合計画とリンクさせて検討しておりますが、大規模な組織機構の見直しになるので、できるだけ早い時期に議会へのご説明をさせていただきたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康・福祉課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

本町の健康づくり推進についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、本町は平成26年度から7年連続で高医療費市町村に指定され、福岡県国民健康保険事業状況によると、市町村別国保被保険者1人当たり医療費の推移では、平成26年度が高いほうから第8位、27年度第3位、28年度、29年度が第8位、30年度が第6位と、ここ数年、県下で高いほうから10位以内に入っています。

一方、後期高齢者医療では、別添の市町村別後期高齢者被保険者1人当たり医療費の推移のとおり、資料は後でまたご覧ください、平成26年度第55位、

27年度第48位、28年度第57位、29年度第50位、30年度が第49位と、県内で高いほうから50位前後です。

本町の平成29年度国保被保険者1人当たり医療費41万7,003円を都道府県別医療費と比較すると、全国第8位か9位と全国レベルで上位に位置し非常に医療費が高いことがうかがえます。また、後期高齢者医療では、福岡県が全国1位の医療費ということもあって平成29年度1人当たり医療費が109万9,373円であり、全国第2位の高知県が117万1,339円、第3位の長崎県が109万7,576円と県内では目立たないものの、こちらも全国レベルで上位に位置し、非常に医療費が高い状態であると言えます。

国保の医療費が高い要因の一つとして、平成30年度において、人工透析に係る医療費の総医療費に占める金額が県内60市町村中第4位と高い状況です。また、本町の1人当たりの医療費を全国平均と比較すると、平成29年度が本町41万7,003円に対し全国平均34万7,893円と7万円ほど本町の医療費が高い状況で、総医療費で見ると現在の被保険者数約3,000人として、大木町の国保医療費が12億5,000万円ですが、全国平均であった場合は10億4,000万円となり、全国平均だった場合より2億円ほど医療費が高いことが言えます。

昨年度、県事業で本町の医療費分析を行った結果、介護保険の要介護者の93.9%が血管疾患を、92.1%が筋・骨格系疾患を持っていることや、本町はメタボ予備群該当者が県平均より多いこと、糖尿病の1人当たり医療費が県平均1万6,973円に対し1万9,240円と高いことなどが分かりました。

議員ご指摘のとおり、医療費削減も重要ですが、何よりも町民一人一人がいつまでも健康で自分らしく生活できること、つまり健康寿命を高めることが大

切で、町民が自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守ることができるような取組が大切です。

町では、健康づくりを推進するために、1つ目、早期発見、早期治療としてがん検診、特定健診の実施、2つ目、生活習慣病の方やその予備群を対象者として重症化予防としてのハイリスクアプローチ、3つ目、町全体としての健康づくり運動としてポピュレーションアプローチを行っています。

1つ目のがん検診では、子育て中でも安心して検診を受けることができるよう、平成29年度から託児ができる日を設けています。

また、歯周疾患が生活習慣病との因果関係もあるということで、平成28年度から歯周疾患健診を開始しました。受診者は対象者の2割未満で、このうち治療が必要な人が88.1%という状況でした。引き続き健診による早期発見を呼びかけ、受診勧奨を行っています。

2つ目の重症化予防では、該当者に保健師や管理栄養士などの専門職が訪問等により食事面や運動面、服薬管理状況などの保健指導を行っています。また、集団での重症化予防事業として、ヘルスアップ教室を開催しています。教室では、健康運動指導士による、血糖値や血圧の改善に最も効果的なニコニコペースのウォーキングを実践します。脈拍や足腰の負担と相談しながら無理のない範囲でウォーキングを行い、自宅でも歩数計を利用して継続した運動をサポートするものです。参加者の多くに数値の改善が見られました。

また、食生活改善推進会では、「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、地域で食生活改善としてみそ汁の塩分チェックを行い、野菜を毎日両手のひらいっぱいぐらいの350グラム取りましょう、塩分・糖分の取り過ぎに注意しましょうと呼びかけています。

3つ目のポピュレーションアプローチでは、昨年度2回、みんなの広場でス

ロージョギング教室を行いました。スロージョギングとは、文字どおりゆっくり走ることで、ウォーキングと同じ速さできつくないのに、歩くより約2倍のカロリー消費量がある有酸素運動のことです。スロージョギングの3大効果として、体力若返り効果、メタボの予防・改善効果、ロコモティブシンドローム予防・改善効果があります。このスロージョギングはお金がかかりませんし、家の中で畳2畳ほどあればできるので、雨天時でも運動することができます。

スロージョギングの前に、かたらんね体操で準備運動を行いました。このかたらんね体操は、社協や地域包括支援センターにも協力してもらい、アクアスポーツクラブが大木町のご当地体操として昨年度考案しました。10分程度の運動で、立って行う立位バージョンと座って行う座位バージョンがあるので、どなたでも自分のペースで行うことができます。この体操は、新型コロナウイルス感染症による自粛期間中における健康維持対策として、アクアスポーツクラブのホームページで動画配信しています。

住民の健康づくりとして、ヘルスアップ教室、介護予防教室、地区公民館での介護予防モデルサロンなど、様々な取組を行ってきましたが、参加者が固定化し、真に必要な人に届かないのが現状です。そこで、健康づくりの拠点施設として町民利用をお願いするとともに、スタッフが積極的に地域に出向き、運動指導を行っています。地区老人クラブで行われている出前講座でも運動指導を行い、多くの地域でのいきいきサロンで「おおき健康隊」という運動のボランティアを養成し、毎年、隊員におさらいセミナーの講座もスポーツクラブのスタッフが担い、地域住民の中に入って運動指導を行っています。

このように健康づくり事業を毎年充実させてきておりますが、これからも住民一人一人が自分の健康に関心を持ち、食事に気をつけ、適度に運動し、健康寿命を高められるように、引き続き健康づくり事業の充実努めてまいります。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の本町の職員配置についての2回目の質問でございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　確かに、これからはますます厳しい自治体経営が考えられると思います。今までのような縦割りの行政の似たような事業に、住民も相談窓口に困惑したこともあったと思います。

来年度からの行政機構の大幅な見直しでスリム化し連携することでの効果的なサービスということですが、今後の自立した地域コミュニティの再構築というところについて、もう少し詳しくご説明をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　2番、野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

本当にこれからの社会のありようというのが、今まではどちらかというと右肩上がり、経済がどんどん拡大してきて、人口を増やそう、所得を増やそう、そういうような社会のありようだったかと思うんですけども、やっぱりこれからはもうそういう社会のありようがらっと変わってくるというふうに言われております。具体的に言うと、人口は当然、日本全体として減ってまいりますし、高齢化もどんどん進んでいく、少子化も進んでいくという、そういう今までと違う常識の社会になってくるということになります。そうなってくると当然、自治体の在り方、行政の在り方、地域の在り方も今しっかり見直してい

くということが必要だというふうに考えております。

そうということで、まず行政の在り方について、今まではいわゆる国の機関に応じた縦割りの行政の区分を行ってきたわけですが、やはりそれではなかなか新しい課題への対応であったりとか、柔軟な仕事の仕方であったりとか、そこら辺がなかなかできにくいというところがありますので、行政機構の見直しについてはしっかり新しい時代に対応できるような、しっかりと職員の皆さんが力を発揮して住民サービスに最大の効果、最少の費用でしっかりとした住民サービスを提供できる、そういうような体制を整えたいと思っております。

あわせて、これから地域の存在が非常に大きくなってくると。地域で自立するといいますか、地域の皆さんが、自分たちの地域は本当に自分たちでよくするんだというそういうようなことで地域で活動していただくということが必要になってまいります。そうなってくると、やっぱり地域におけるしっかりとした体制を整備していただく必要もあるのかなというふうに思っております。大きく言えば、地域が自分たちのことをしっかり自分たちでやるような体制を整える、役場はまたしっかりと最少の経費でしっかりとしたサービスが提供できるような体制を整える。その2つが車の両輪として持続的なまちづくりを進めていけるのかなというふうに思っています。

地域コミュニティの再構築に関してですけれども、今年から行政区長さんの身分が、地方公務員法が改正されまして、昨年までは特別職の非常勤職員、いわゆる公務員だったんです。そういう身分で地域でお世話していただきましたけれども、地方公務員法が改正されて、それには当たらないということになりました。今どういう形で区長さんたちは活動されているかという、私人ボランティアという立場。そういう方に役場として町のいろんな業務を委託

しておるといふそういうような形にもなっております。今までの地域によっていろいろ、一生懸命活動されているところもありますし様々なんですけれども、やっぱり区長さん一人に頼っているということが大きかったのではないかと。区長さんがそういう配り物とかそういうものもされますけれども、いろんなお世話も区長さんに頼っている分が大きかったのではないかというふうに思っています。

そういう意味では、地域全体でその地域をよくするための体制づくり、具体的にはやっぱり全国的には自治会という形でしっかり組織をつくっていただいて、地域ぐるみで地域運営をしていかれるような地域の形をつくっていく必要があるというふうに思っておりますので、この件についてはしっかり地域の皆さんにご理解をいただくようにこれから説明をしていきたいと思っておりますし、その前には議会の皆さんにも、今後の地域の在り方についてはしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思っています。もちろん、すぐに100%うまくいくということにはならないかと思っておりますけれども、まずはそういう地域の体制を整えることで頑張っている地域を応援できるような、そういうような自治体と役場行政の新たな関係づくりをしていく必要があると思っております。

それと、それぞれの地域、いわゆる今の基本的には行政区単位だというふうに思いますけれども、その活動を支援するためには校区コミュニティーの役割をしっかり位置づける必要がある。校区コミュニティーが地域活動をしっかり支援できるように体制を整える必要もあるのかなというふうに思っております。

そういう形で今後、地域コミュニティーの再構築という言い方をしていますが、地域自立、自分たちの地域、住んでいるところは本当に自分たちでよくする、自分たちで守るんだと、そういう意識を持ってもらうような地域運営をしていただく、そうすることで地域の課題解決、高齢化もございまして、

今後、災害も増えてくるので、自主防災組織の活動なんかも非常に重要になってくる。今、本当に縦割りのにはそういう組織をつくってもらっているので、何かこうばらばらなんです。同じ人がやっても会議を別にしたりとか、そういうこともありますのでやっぱり一つの受皿として、その中でしっかり必要な課題解決に取り組んでいただけるような、そういうような地域づくりを今後お願いしていく必要があるのかなというふうに思っています。そういうことをしっかり、これから地域の皆さんにはご説明してお願いしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長　それでは、本町の職員配置についての3回目の質問でございますか。

それでは次に、本町の健康づくり推進についての再質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　まず、本町の平成29年度国保被保険者1人当たりの医療費が、全国レベルに置き換えると驚くほど高いということに全く言葉がありません。私たち大木町民は、もっと現状を知り、自らの健康のためにもっと積極的に取り組む必要があると思います。まず、この現状がしっかり伝わるようにいたしましょう。これは、町民の意識改革が必要です。それから、食生活改善推進協議会のスローガン「私たちの健康は私たちの手で」、このような自己管理を推進する事業も必要と考えます。

このたびの緊急事態宣言時で、アクアスや体育館、コミセン、社協等の事業も開催できずに、改めて本当に自分の健康は自分で律していくことの大切さを考える時間になったと思います。自己管理の推進事業の提案としてですけれど

も、例えば健康診断時に配布され記録できる健康手帳、こちらを活用するのはいかがかと思えます。この健康手帳は、自ら歯科健診に行ったり、一定期間、血圧や体重を記録したりとか、こちらの健康教育の記録の欄には、婦人会が毎年開いているがん征圧研修などの講演会を記録する欄もあります。

自らの健康維持に積極的に取り組む、これらも健康課が取り組む地域ポイントの対象事業とすることができないかと思えます。年に1回のがん検診と同じように、日々の健康維持もポイント化し、意識づけする。せっかく配布される健康手帳を有効活用して、町民の健康への意識を促す。いかがでしょうか、この件についてお伺いいたします。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康・福祉課長 2番、野口裕子議員のご質問にお答えします。

健康手帳を活用していただきありがとうございます。この健康手帳とは、健康増進法に基づき健康を守るために役立てるもので、特定健診、検診などの記録を自分で行うもので、健康に関するワンポイントアドバイスとして、例えば食生活の指針とか、禁煙成功のための10か条なども掲載されており、健康福祉センターで行う集団健診で配布しています。

また、これには高齢者向けの手帳もあります。こちらには高齢期の健康づくりのポイントなどが掲載されています。こちらは、地区公民館で出前講座を行う際に配布し、保健師などの専門職が血圧測定や保健指導を行うときに記録しています。住民の中には、自宅で毎日血圧を測定し、その記録を記入している方もおられ、その結果を見て保健指導を行うことができます。血圧も日内変動などがあり、毎日測定することで疾病の早期発見につながるがあります。

何より自分の体、自分の健康に関心を持ち行動することが大切だと思います。議員ご指摘のとおり、健康手帳の活用の仕方をさらに検討していきたいと思えます。

本町の健康課題として、特定健診の受診率が約4割と、全国ではまだまだ低いことも要因です。早期発見、早期治療により疾病予防、重症化予防につながりますが、まずは健診により現状を知ることが大事です。健診で早期に疾病が見つければ、例えば食事の内容を全く変えなくても、野菜を初めに食べるなど食べる順番を変えたり、ゆっくりかんで食べるだけで改善されることもあります。わざわざ週に何日か運動するまでしなくても、日常生活の中で運動を取り入れることで体力維持やフレイル対策ができることもあります。ところが、健診を受けずに重症化した場合は、厳しい食事制限や服薬管理など、発見が遅ければ遅いほど対応が難しくなります。特に生活習慣病は、自覚症状がないため発見が遅れがちです。生活習慣病は、以前は成人病と呼ばれていましたが、成人だけではなく子供にも見られること、生活習慣によって発症し、生活習慣を改めることで予防や重症化予防が図られることが分かり、生活習慣病と呼ばれています。

本町では、生活習慣病の割合が多い、つまり生活習慣の改善により健康増進、医療費削減ができるということになります。昨年度から、がん検診、特定健診を受けるとWACCARD（ワッカード）にポイントを付与する取組を始め、健診受診率は微増傾向です。また、さらに健康手帳を活用して、例えば記録した場合ポイント付与ということも考えられると思えます。

昨年度、古賀靖子議員のほうから、自分で健康維持を行っている人に対してもポイント付与をとご提案をいただき、担当者が近隣市町の状況を調査しましたが、いろいろ費用面とか事務処理面など幾つか課題があり、その割には実施

自治体での普及率が数%低迷しているということで、地域全体に広める方策を今検討しているところです。これについては、また検討させていただきたいと思っております。

以上、2番、野口裕子議員のご質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本町の健康づくり推進についての最後の質問ございますか。
2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　健康手帳の有効活用はまた検討していただけるということで。

もう一つ、日々の生活で健康維持を、今度は実践していく対策を紹介したいと思えます。

1回目の答弁にありましたように、本町の医療費分析の結果、要介護者の92.1%が筋骨格系疾患を持っていること。こちらは配付ですけれども、これは全協の折に健康課から配付された大木町の医療費分析資料の中の保健事業に係る分析ということで頂いたものですが、この結果からもロコモティブシンドローム関連疾患分析の結果から、女性の有病率が高く、特に70歳以上は46.3%となっています。私たちが後期高齢者となる頃には半数近くの女性が、骨や関節、筋肉などの運動器の疾患があるということになります。

紹介がありましたポピュレーションアプローチ事業のスロージョギング教室ですけれども、私も昨年、参加いたしました。準備体操の大木かたらんね体操した後、スロージョギングを行いました。このスロージョギングは、大木町の女性に有効なロコモティブシンドロームの予防・改善効果があるということです。ゆっくりとしたペースで走るので疲れをあまり感じられないのに、有酸素運動なのでダイエット効果がありながらも筋力維持ができ、その上、脳の活性

化にも大きな影響を与えるということが分かっています。年に一、二回の教室参加だけでポイントを付与されるのではなく、ぜひ日常生活で取り組む人にも地域ポイントの付与ができるようにしていただきたい。

例えば、資料2ですけれども、ふくおか健康ポイントアプリ、県が推進する健康づくり事業で、毎日の歩数記録や体重、血圧などの健康記録、そして健康教室の記録ができます。都会に住む人ほどよく歩き、田舎の私たちは車社会で逆にドア・ツー・ドアの生活です。意識して歩く必要があります。

ちなみに、このふくおか健康ポイントアプリですけれども、6月16日、昨日の時点で大木町の利用者は僅か、まだ24人です。その24人で県内59の市町村と競ってしまっていて、もっと多くの人に活用してもらい、日々の生活の中で健康維持を意識してもらいたい。そして、WACCARDの地域ポイントにつなげることはできないかと提案いたします。

今回の2件の提案は、本当に草の根的な大変小さいことですが、思いは、一人でも多くの住民が自分自身の健康に関心を持ち、いつまでも健康で自分らしく生活できるようであってほしいということです。

3年前になりますが、女性ネットワークおおきでも健診を受けるよう呼びかけ合う活動をしました。しかし、なかなか大きな変化にはつながりませんでした。今回、町長がこの現状をしっかり受け止めて本気で抜本的な対策を打ち出されれば、町民にも本気の連鎖が起こります。いかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせいただきたい。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 2番、野口議員のご質問にお答えいたします。

健康づくりに関して、いろいろ具体的な事例等も挙げていただき、ご提案とかもいただきまして本当にありがとうございます。

議員ご指摘のように、大木町におきましては、医療費において非常に高い状況であります。一言で言って、何といたってもまちづくりの一番大事なことは町民の皆さんがいつまでも元気で長生きをすること、健康長寿、それが何といたっても一番大事なことでありまして、町民の皆さんが病気になったり不健康であったり、個人、そのご本人にとっても大変きついことでもありますし、周りにもきついことでもありますし、社会全体にとっても非常にマイナス面が大きいということは明らかでありますので、健康面について本当に思い切った対策を取らないといけないというふうには、特に野口議員のいろいろご指摘等もお聞きして改めてそういうふう感じたところではあります。

具体的に、じゃ、何をやるかというのが本当になかなか難しいところでありまして、健康づくりということですと町民の皆さんに呼びかけはしているんですけども、なかなかそれが響かないという状況が続いているので、そこら辺について少し、やっぱりご指摘のように思い切った対策を取っていく必要があるのかなというふうに考えています。

まずは、重要なのは特定健診です。住民の皆さんの健康状況をしっかり診断すると。重症化しないということが、まず一番大事なことであります。特定健診の受診率、若干上向きはしているものの、まだ40%台ということでもありますので、特定健診の受診率を少なくとも80%ぐらい。特定健診というのが、個人の希望で受けるということではなくて本当に社会的責任なんだという、そういうようなことを町民の皆さんに発信をしていくということが重要なのかなというふうに思っています。

すみません、具体的にそのためにどうするのかということについては、いろんな対策を積み上げていくしかないのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても、まずは目指すところは特定健診、8割の方に受けていただいでしっかり病気の予防をしていただく、そうすることで健康に関する関心に結びつけて、日頃の健康づくりに結びつけていただく。そのために町としてポイント等を利用した推進策であったり、健診の機会であったりをしっかり充実させたいと。そういうことも含めて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

また、来年の同じ時期に、どれくらい進んだかというご質問をされるかと思っておりますけれども、そういうことにもしっかりお答えできるように取り組んでまいります。

以上でございます。

議長　それでは、何か、最後一言感想があれば。

野口裕子議員　ご要望どおり、来年また質問させていただきたいと思っております。今日はありがとうございました。

議長　以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時からいたします。

休憩　　1 1時48分

再開　　1 3時00分

議長　それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員　1番、馬場高志です。議長より許可をもらいましたので、財政の弾力性増加をという題で質問をさせていただきます。

執行部においては、日々のコロナ対応をありがとうございます。

勝手ながら、新型コロナ対策に影響がないだろうと思われる部署への質問に今回は絞らせてもらいました。

会計課から頂いた大木町財務書類の連結会計では、純資産比率が、平成27年度は80%、28年度は79.7%、29年度は79.7%と高いので、民間の会社と比べると健全運営だというのが分かりました。証券会社で働いていたときは言葉違えど同じ計算で、自己資本比率というのをよく見ていたので、それだと70%ぐらいが優秀で、40%が平均、20%以下は経営状態危ないというふうに判断してましたんで。

ちなみに、同じ平成29年度まで税収が5年連続過去最高を更新し、3,000億円台にまで増大した福岡市の29年度の数字は49.6%でした。積極的にというか、かなり投資しているのが見てとれます。規模で比べるとはもちろ間違いだとは思いますが、割合で比べれば参考になるかと思えます。

ただ、気になったのが、財政の弾力性をはかるために行政コスト対税収等比率という指標が使われていますが、大木町は平成27年度は119.6%、28年度は117.1%、29年度は104.9%と、100%を超える状況が

続いており、財政運営の余裕がなく、過去から蓄積した基金、資産を取り崩している状況がうかがえます。

この指数を下げるには、財政等を増やすか行政コストを下げるかしかないと思うんですけども、会計課として、町の財政をいかにこれを踏まえて分析されていますでしょうか。

以上です。

議長 答弁を許します。川村会計課長。

会計課長 1番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

町の財政をいかに分析しているかについてですが、まず、議員が取り上げられました純資産比率について申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、純資産とは民間で言う自己資本であり、民間企業では、自己資本比率の増加は借入金の減少、借入金への依存が低いことを意味するため、資金繰りが楽で経営は安定していると評価ができます。公会計の世界においても、純資産は多いにこしたことはないのですが、公開計上の資産とは、ほとんどが民間企業と異なり換金できない、そういうものです。過去世代が支払ってくれた現金が物の形となって積み上がっているものと捉えております。よって、純資産比率とは、世代間の負担の公平性を見るという指標としてのウェイトが大きくなっています。

そこで、今回公表されている公会計データを基に、近隣市町の数値を並べたものを作成いたしましたのでご覧いただきたいと思います。

本日配付している作成資料の1枚目をご覧ください。

上2つの表のデータを見てもらうと、本町の財政運営において過度に将来世

代へ負担をつけ回していないという現状が見て取れると思います。上の表は過去世代それから現世代合わせた負担比率、真ん中の2番目の表は将来世代が負担することとなる比率を表しております。

公共施設の更新時期それから長寿命化への進展度合い、これらが各市町で異なるので、この数値をもって一概に本町が一番よいとは言えません。本町の公共施設はこれからが更新や大規模改修の本番を迎えることでもあり、今後とも施設の在り方を含め、十分な議論の上で、公共施設全体のマネジメントを進め、将来世代へ過度な負担をつけ回すこととならないよう留意していきたいと思っています。

次に、財政の弾力性について懸念いただいていることについて申し上げます。

ご指摘の行政コスト対税込等比率について、近隣市町との数値の比較を行ったものが作成資料1枚目の一番下の表になりますのでご覧ください。

分析結果を申し上げる前に、財政の弾力性をはかる従来からの主要な指標である経常収支比率と公債費負担比率を見ていきます。

作成資料の2枚目、こちらが年度ごとの推移と近隣町との比較をしたものになるので、ご覧をいただきたいと思います。

経常収支比率は、人件費や扶助費などの義務的な経費を町税などの経常的な一般財源でどれだけ賄っているのか、公債費負担比率は公債費としての支出額が一般財源総額に対しどれだけ占められているのか、これを見ることで財政の自由度、つまり弾力性を見ることができるものです。

一般的に公債費負担比率は15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている中、本町はこの表にありますとおり平成29年度の決算ベースで12.2%となっています。また、経常収支比率も、かつて適正ラインと呼ばれた80%を超えてはいますが、作成資料の3枚目を見ていただきたいと思います、

こちらにありますとおり、全国的に、例外なく財政構造が変革し、全国平均では92.8%、県内でも各階層での平均が、この資料の一番右にありますとおりで、本町は県内政令市を除く58の市町村中8番目に位置しております。

この結果を踏まえ、今回の行政コスト対税収比率の結果について分析をするならば、本町ではインフラ資産のうち——インフラ資産というのは道路・橋梁・水路等を指します——水路について多額の資産計上を行っており、そこから発生する多額の減価償却費が行政コスト全体を押し上げ、当該指標に近隣他の市町より悪い結果を与えているということになります。

そこで、資料の4枚目、A3の紙になりますがこちらをご覧いただきたいと思えます。

答えのほうを先に申し上げますと、全国统一でルールが明確に示されている道路の評価と異なりまして、本町のクリークをどう資産評価するかには実際基準がありません。結果として、他の市町と比較をすると、非常に価格が高く、かつ償却の進んでいない資産として評価をしてしまっているということになります。

具体的には、真ん中ほどのグレーの2行の表、ここに示しますとおり、インフラ資産が固定資産全体に占める割合、本町では30年が66.57%、29年は67.27%となっておりますが、この数値が非常に高いと、かつ人口当たりで比べますと、その下の段になります、本町のインフラ資産を人口で割った数値が、他の市町に比べると突出しているということが分かると思えます。

先ほど述べましたとおり、道路や構築物である橋梁、これらには統一のルールがあります。ですので、この突出には水路が、しかもその評価額が密接に関連していることが分かります。

また、最下段のグレーの1行の表、これは有形固定資産減価償却率と表示し

ておりますが、いわゆる固定資産の若さを表します。減価償却があまり進んでいない、いわゆる若い、大量の固定資産が多額の減価償却費というコストを生み出していることが分かるかと思えます。

ちなみに、議員のご指摘にもありました27年の数値が高いことについては、この統一基準が平成28年に定められた関係で、平成28年決算分と前年の平成27年分とに道水路の底地に関する評価基準というのが、前後で異なる形を取っております。そのために27年度の数値が上がっている。言い換えれば資産評価上の変更というのが原因となっております。

また、平成30年決算ベースでの行政コスト対税収比率、こちらのほうにはお示ししておりませんが、こちらについては99.6%となっております。

以上のとおり、現金支出を伴わないコストであります減価償却費が大きいことが、当該指標を悪化せしめる主な理由であり、財政の弾力性について、目に見えて近隣他市町に劣っているということは言えないと評価をしている次第です。

とはいえ、社会保障経費が今後も増え続けることや、人事制度が変わり人件費負担がさらに高くなることは確実で、高コスト体質の改善は必要です。容易ではありませんが、コスト意識の徹底から全職員で取り組んでいかなければならないと考えています。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、財政の弾力性の増加についての再質問ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。すごく分かりやすく、ここまで表を作っていただいて、ちょっと時間がかかったと思い、申し訳なく思います。

これ読んで、バランスよく経営されている中で、水路の減価償却費のウェートが大きいこと、それとその評価基準を再考する必要性が今後あるということが分かりました。

さて、税金を増やすという観点から見ますと、町の資産運用に国債の売買が認められているかと思えます。長期国債先物の指数を最近見てみると、超低金利の影響で、ここ過去10年で15%ほど価格が上がっていますし、特にこの3月の新型コロナの影響で2.5%ほど債券の価格が上下したんですが、このような変動率の高い時期に——要は安いときにとということなんですけれども——リスクを取って、積極的に投資する、運用するべきだと思いますが、会計課長に3つ質問があります。

1つ目、5年間の国債の売買の金額、時期、運用成績等を示していただければと思います。

2つ目、運用できる国債についてお伺いしたいんですが、現物というか、実際の5年とか10年とか2年とかいろいろ債券あると思うんですけれども、そういったものを発行されたときに買う必要があるのか、それとも何か市場で売買されているような国債等であれば、要は株式市場が上がれば、今、国債、債券の市場は下がりますし、逆にコロナで株式市場がだんと下がったときとかは、安全資産ということで国債の金額等はかなり上がったりします。なので、そういう安い時に買えるのであれば、そういうのも運用に使えるのではないかと思ったのがあって、聞いております。

3つ目、このような国債の運用をどのような時期にどのように判断してされてあるのか。この3つ、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長 答弁を許します。川村会計課長。

会計課長 それでは再質問にお答えいたします。

まず、この5年間の国債の売買の状況をということでしたので、今日お配りしている資料の一番最後に状況を作成したものをつけさせていただいております。

直接、債権に関わる部分については、2番目の固まりのところ、債券運用推進枠というところと、3番目、繰替え運用資金運用枠、こちらが国債及び地方債等の購入の枠ということでご理解いただきたいと思っております。

本町における国債の取引については、いわゆる10年を超す超長期と言われる債券の取扱いを平成27年に公金運用の方針を改定いたしまして、実際の国債取引については27年から始めているところです。この表にありますとおり、27年については売買の回数を1回としておりますので、1つ地方債を買いましたということです。28年は1つその買った地方債を売りましたということになります。29年からは債券運用計画を作成いたしまして債券運用の方針を全庁的に決めて、枠を決めて、その中で売買を、ここにございますとおり、売り買いを都合4回行いました。また30年度については繰替え運用資金という、いわゆる歳計現金が不足する際に基金側で用意しておく、万が一のときのお金みたいなものがあるんですが、この繰替え運用資金についても債券化をするという新しい取組を始めて、ここも含めて都合取引21回、売買をいたして運用益を上げている次第です。

以上が最初の再質問、5年間の状況になります。

次に、国債については、先ほど議員が申し上げられたとおり、先物取引というのも存在をいたすものなんですけれども、先物取引については、これは決済期日において元本が保証されませんので、法律に触れるということで先物取引については取り扱えないというふうに理解をいたしております。

また、現物債の中で、既発債と新発債、いわゆる発行されてすぐのものと、発行された後市場に流通しているものと2種類、確かに現物債は存在しますが、売買において特に区分けはせず、既発債も新発債も、買えるタイミングで適宜売買をいたしているという状況です。

それから3番目、どのようなときに誰が判断して運用しているのかというご質問だったと思います。

適切な管理というのは、これは現金、基金とか歳計現金全てにおいて会計管理者に課せられているものではありませんが、法律上財産の取得や管理、処分、こういったものに関する権限は町長が担任するものですので、先ほど申し上げました債券運用計画を毎年策定して承認を得た上で、決められた運用枠の中で条件を吟味しながら、町長の決裁を得、売買を行っているという状況になります。

以上で終わります。

議長　それでは、財政の弾力化、増加について、最後の質問ございますか。

1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。

ざっと基金の七、八割が普通預金で運用されていて、6%にも満たない金額

で債券に運用されているということかと思います。私個人的にはもうちょっと利息がいい方向で運用してもいいんじゃないかなと、個人的には思っている次第です。ありがとうございます。

それでは、次は町長に2点、お伺いしたいと思います。

1つ目は、行政コストの削減ということについてですけれども、2019年6月、私が議員になってすぐのときに一般質問で、人口減少化社会での自治体経営という題目で質問をさせていただきました。その際に、私もちょっとそのときよく理解できなかったんですが、新公共経営による行政改革を実行するという回答をもらいました。その後1年たったので、ちょっと1年で成果が出るものなのかどうかもちょっと私分らないんですけども、その後の経過を教えてくださいたいと思います。

2つ目は税込増加について、掘割税の提案をしたいと思います。

最近、イチゴ農家の方やアスパラ農家の方に、釣り人が農道に車を止めていることが多く、作業に支障が出ているという話を聞いております。また、自主的に看板を立ててごみの回収、駐車場所の注意、民家内敷地への進入禁止を先に、大荒のほうとか、大溝のほうとかでもちょっと看板を立てているところも見かけるようになっております。

観光や関係人口の増加ということではいいことなんですけれども、観光業そのものがもともとコストがかかるものであると思います。もちろん、今現在、個人的にSNS等と、あと看板立てていらっしゃる人たちのボランティアで、警護活動はしているのはしているんですけども、マナーが直らない場合には何かしら規制が必要かと思っております。

話、変わりますけれども、参考までに、私が15年間住んでいた観光国の小さい人口が3万人ぐらいしかいない国のパラオというところでは、観光客に1

人ずつ陸上観光税、これ25ドル、1人2,600円、陸に上がったらもう徴収する、海の使用税といって、船に乗った時点で1万円ほど、現地で100ドルなんですけれども徴税する。空港では、環境税という名で30ドル、3,000円ほど、各観光客から徴収をして、この莫大なお金が実質的な行政の運営資金となっておりました。ただし、一部はパトロール部隊、海の見回り等、船の係留ブイの設置、船の清掃等にも使われておりました。ここまで大きい金額でなくても、少しずつコストに対して順応していくべきかと思っております。

あと、参考までに福岡市の海釣り公園の料金は4時間で大人1,000円、子供500円、全く関係ないですけれども、参考に。

大木町の掘割は農家にとって生命線ではあるものの、管理に費用がかかっていますので、また国や県からの補助もありますが、実際には、町や町民が実際やってきたわけですから、町外の方に、釣り人に負担をしてもらう税金の導入を提案いたします。釣り人も許可を得ているほうが心理的には安心する効果もありますでしょうし、その許可を発行するとき、もしくはお金を回収するとき等に、ライフジャケットの装着も含めたルールの啓発にもつなげられるのではないかと思っております。

徴収に関しては、町の役場かホームページをうまく、PayPayとかPayPalのようなオンライン決済ができるものをホームページに貼ってもらって、いつでもお支払いできるようにしていただければ可能かと思えます。

釣りは柳川の堀や筑後川等もありますから、あまり高くすると全く来なくなる可能性もありますので、感覚的に1人500円ぐらいが適当じゃないかなと思っております。1日12で計算しても月15万と、堀の管理費用には全く足りないということであれば、町民にも納税のことを、町として住民に堀に対して税金を検討しているということも含めて、話始めていいタイミングではな

いかと考えております。

また、町独自の税があれば、今回のような新型コロナ等の天災があったときに、町民の支援策の一つとしてこういったものからまず先に免除したりするような町の早い対応も、このことによって可能になる可能性もあるかと思っています。

もちろん、町の所有の掘割も含めて、私にはちょっと分からないところはいありますので、法律的に問題がないか、それに対する感想等いただければと思います。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 1番、馬場議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、昨年のご質問の際に、いわゆるこれから自治体経営という非常に厳しくなる中で、新公共経営という考え方があるという、そういうことでご説明申し上げたことがあったというふうに思っております。

実際、これから自治体経営自体、非常に厳しくなるという、そういう認識では、恐らく議員各位、職員も共有できているんじゃないかというふうに思っています。その中で、自治体経営に関して、やっぱり民間の考え方というか、そういう考え方を少し用いて自治体経営改革を考えていく必要があるんじゃないかというのが、大きく言って新公共経営の考え方ではなかろうかというふうに思っております。

具体的には、行政経営の外部化というか、民間委託とかPFIであったりとか指定管理であったりとか、そういうような行政が直接やらなくていいものは

民間とかそういうところに任せることで、行政経営自体の改革をやるべきだということと、もう一つは行政の非効率をとにかくなくす必要があるという、そういうことが主な取組内容になってくるのではなかろうかというふうに思っています。

行政が非効率なくすいうことと言えば、当然事業の廃止、スクラップ・アンド・ビルドとかも積極的に考えていかなければならないというふうに思いますし、やはり費用対効果という言葉がよく言われますけれども、行政にそれを当てはめると、必要なサービス、質の高いサービスを最少の経費で提供するというような、そういうことを追求していくということになってくるのかというふうに考えています。いずれにしても人的資源を最大限効率的に活用することで、行政サービスの生産性の向上を図っていかなければならないという、そういうことだというふうに考えています。

それを具体的にどうやっていくのかというところでございますけれども、現在のところ、特に事業のスクラップ・アンド・ビルド、見直しです、やっぱり以前やってきた事業をそのまま続けるということではなくて、事業の優先順位をつけて、職員には組織目標であるとか個人目標であるとか、そういう形で、例えば課としての事業の優先順位であったり、個人としての事業の優先順位であったり、そういうものをしっかりつけて、必要な事業に関してはしっかりと取り組んでいくし、必要性が少ない事業に関しては思い切って廃止をするということも含めて考えていくということで、今、取り組んでいるところではありますけれども、まだまだ十分な取組にはなっていないのかなというふうに考えています。

それともう一つ、やっぱり行政の縦割りというか、ずっと同じことを繰り返してやってきているというような状況をやっぱり思い切って見直す必要がある

と。縦割り行政を思い切って見直すということで、今、野口議員のご質問の際にもお答えしましたけれども、行政の機構を大幅に見直すことで、新たな課題に柔軟に対応していけるような、そういうような組織をつくっていく、その中でしっかりと同じ目標に向かったマネジメントを実施していくという、そういうことを目指していく必要があるのではないかということで、現在、そのことについて内部で議論しているところでもありますし、また議員の皆様にも、そのことについてはいろいろご相談しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

それと、掘割税についてのご提案をいただいております。ちょっと時間がなくなりましたので簡単に申し上げますけれども。議員、要するに、行政経営が厳しくなっているということであると、歳入を増やして歳出を減らせということしかない。その中で、当然歳入を増やすことを考えるということが必要ではないかという、大きく言うとそういうご提案じゃないかなと思っています。確かに非常に重要なことだと思っています。特に行政コストを削減するということが特に必要かなとは私自身は思っています。

掘割税に関して、法的には法定外目的税という形で、国内では幾つか、多くはありませんけれども、行政、県とか市町村独自で課税されているような例もあるようですけれども、本当にそんなに多くないという状況があります。やっぱり、新たに税金をかけるということになると非常にいろんな課題が生じてくるのかなというふうに感じています。特に、釣りをする人たちに課税をするということになると、もともと堀に関しては漁業権がございまして、誰でも自由に魚釣りができるというのが前提でございまして、そこに課税ができるのかどうか。一番大きな課題は、先ほど、議員、P a y P a y とか気軽に簡単に払えるような方法でどうかというふうに言われましたけれども、

やっぱり課税をするからには徴収せないかん、この徴収をどうするかというのは非常に重要な、大きな問題じゃないかなというふうに思っています。

掘割に関して、町として、釣り客に対してどういうスタンスで臨んでいくのかということも少し整理する必要もあるのかなというふうに思っています。議員ご指摘のように、掘割に対してごみの散乱であるとか、車の駐車であるとか、農家の方たちが迷惑されることも散見されますので、そういうことを踏まえて、課税するということはスタンスとしては少なくとも釣り客を積極的に誘致をするという、そういうスタンスになってくるので、そういうことでは地域のそういう意味での合意形成なども必要になってくるのかなというふうな気がしています。

堀の管理に関しては確かにお金がかかりますし、これに関して重要なのは、堀の管理に関して、地域と行政の役割分担をしっかりとすると、やっぱり地域に、掘割の管理に関しては一定担っていただかないともたないわけですから、そういう部分について、地域のほうに掘割管理についての役割分担を明確にして担っていただくという、そういうところのほうが、どちらかという重要かなというふうな気がしています。

以上で終わります。

議長 よろしいですね。何か一言言いたいかな。一言だけ簡潔にお願いいたします。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 一つだけ漏れていたのが国債の運用を、興味があるというか、それに対してどう思われますか。

議長　それでは答弁を許します。境町長。

境町長　馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

運用に関して、国債にしても、株式はなかなかちょっと運用しづらいというところがあって、やっぱりリスクが伴う運用に関しては、行政財産を預かる立場にしては、やっぱりある程度慎重にならざるを得ないというのが基本的な姿勢だというふうに考えています。

とはいえ、非常に普通預金等でお金を眠らせておくのももったいないという、そういうような状況でもありますので、それはそれで、そういうリスクができるだけ少なく、一定の運用益が得られるような、そういうことについてはしっかりと会計課長を含めて研究して行って、できるだけ町の利益になるような、そういう対応は考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長　以上で、1番、馬場高志議員の一般質問を終わります。

続いて、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　12番、中島宗昭でございます。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

今回は2点ほど質問させていただきます。

今月2日、小学生兄弟の痛ましい水難事故が発生いたしました。毎年水の季節になると、様々な形での水難事故が発生しておりますが、今回は、危険な水路での魚釣り、そして転落しての事故により、貴い幼い命が奪われたと伺いました。本当に痛ましい水難事故であり、言葉を失った次第でございました。

今後、水のシーズンに加え、大雨による自然災害等の発生による事故にも心配するものでございます。堀の町大木町においては、堀は財産であり、農業生産をはじめ私たちの生活には欠かせないものでありますが、このような事故が発生をすると、怖いもの、危険なもの、不要物だと、誤認識する人も出てこないとは限りません。人と堀が正しく向き合い、堀は必要、大事なものと新たに認識すべきだと考えます。

学校においては、堀の学習の中で堀の成り立ち、役割と関わり方などの学習にも取り組まれてきていることは存じておりますが、併せて、堀での水難事故防止に対する安全教育指導も必要だと思います。これは学校だけの課題ではありません。町ぐるみの対応・対策が必要なことから、以下の点についてお尋ねいたします。

1、学校現場における水難事故防止対策をどのように実践指導されていかれるのか。

2、住民に対する水難事故防止対策と実践活動は。

3、堀の危険箇所の調査と対策は。

4、今後の景観保持と安全を期する護岸の設計・整備対策は。

5日の全員協議会のときに、再発防止の取組について、北原教育長により分かりやすく丁寧な説明を受けましたが、通告しておりましたので、改めて質問をさせていただきます。町長、教育長、担当課長にお願いいたします。

それから2番目に、大木町美しく住みよい環境を創る条例の機能強化をということで質問させていただきます。

まさに、「目に青葉」山口素堂の一句を口ずさみたくなるような季節となりました。だがしかし、新緑も伸び過ぎると、迷惑にもなります。特に学生が通う通学路においては、歩道の上まで覆いかぶさり、通行に支障を来し、危険な

状態でございます。お願いしたり、注意をしても伐採していただけないことや、空き家等になり不在により伐採できないなど様々であることから、大木町美しく住みよい環境を創る条例の機能強化対策をどのように考えるのか、お尋ねいたします。

以上、町長、担当課長によろしく願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。北原教育長。

教育長　12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、今後の水難事故対策はの1番から3番について答弁させていただき、4番の質問と、大木町美しく住みよい環境を創る条例の機能強化については、建設水道課長が答弁いたします。

今後の水難事故対策はについてでございますが、6月2日、事故に遭ったときの兄弟の心の動揺、恐怖心を想像しますと、本当に胸が張り裂ける思いでございます。そして、この世に生を受けて、これまで限りない愛情を注いで大切に育ててこられましたお子様を亡くされた保護者、ご家族の皆様の計り知れない悲しみを拝察いたしますと、このような痛ましい事故を二度と起こしてはならないと強く決意いたします。

まず、1、学校現場の指導及び対策をどのように実践していくのかについて答弁いたします。

今回の水難事故を受けて、関係課では、事故現場に早急に落下防護柵を設置するとともに、町内水路の危険箇所点検を行うなど、堀を取り巻く安全面の対策を講じております。

しかし、ハード面の整備と併せて、今回の事故が提起する学校教育が担う課

題である安全教育の在り方を点検し、充実させ、実効性のある指導を行うことが、事故の再発を防ぐ最も重要な方策と考えます。

まず、各学校の安全教育の全体計画については、以下の3点から点検を行います。

1点目は、学校的安全教育の内容についてです。学校的安全教育については、文部科学省は、生活安全、交通安全、災害安全の3つの領域内容を示しています。今回の水難事故を踏まえて、生活安全の領域の中に、学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における水難事故を含む危険の理解と、安全な行動の仕方を重視した内容が示されているかを確認いたします。そして、児童・生徒自らが様々な危険の要因や事故の防止について理解し、日常生活において安全の状況を判断し、進んで安全な行動ができるように指導を充実してまいります。

水難事故防止に関する指導は、これまで夏休み等の長期休業前や梅雨時期の増水期を中心に行っていましたが、好奇心旺盛で、活動的な子供たちの行動は、教師の想定を超えるという実態に対応して、指導の時期、内容の改善を進めてまいります。また、下校時には教師と児童と一緒に各地域の通学路に沿った堀の特徴や危険箇所を確認し、安全意識を高める現地指導を行うことも重要と考えています。

2点目は、安全管理の徹底です。これまで通学路については、主として交通事故防止や防犯の観点から、教育委員会や学校、関係機関と連携して点検を実施してまいりましたが、水難事故防止の観点からの点検は十分ではなかったと考えます。毎年9月に実施してまいりました、通学路の安全点検項目に堀の危険箇所点検を加え、地域、関係機関の立場から、改善策を講じてまいりたいと考えています。

3点目は、子供の安全を守る地域や保護者との組織的活動の充実です。子供

の安全を守るためには、学校と保護者、地域との連携は不可欠です。本町は学校運営協議会が設置され、学校と地域が教育目標や学校経営方針等を共有し連携して子供を育てる体制が整っています。そこで、学校の安全教育と安全管理の内容を地域や保護者が理解し、情報を共有し、子供たちが安全に活動できる地域づくりを進めていきたいと考えます。

また、小学校は地域懇談会を開催しており、地域における子供たちの生活について協議する機会があります。このような機会を通して、学校と家庭、地域が、水難事故の防止や安全な遊び方について共通理解を図り危機意識を高めていくことが大切と考えます。

4点目は、子供の泳ぐ力の育成です。本町は町内全域に堀が広がっており、子供たちが水に触れ合う機会が多いため、町内3小学校では、水の事故に備えて全ての学年で、6、7月に着衣水泳指導を行っています。そこで、より実効性の高い指導ができるよう、専門家による教員を対象として実技研修会を毎年開催していく計画です。また、学校の水泳学習については、学習指導要領体育科の内容、潜る・浮くなどの基本的な内容を押さえた指導を徹底させ、発達段階に応じた泳ぐ力の定着を図ります。

これまで、水難事故防止のための取組について御説明いたしましたが、これらの指導を行う上で配慮しなければならないことは、議員が憂慮されていますように、堀に対して過度に恐怖心をあおったり、否定的な考え方を醸成したりすることです。

ここに、「大木町堀なおし計画」そして「大木の川祭り」という町文化調査報告書があります。この報告書には、町民の堀に対する畏敬と感謝の念、五穀豊穰と併せて水難防止を願う象徴としての川祭りが、毎年4月、町内随所で催されていることが記されています。

大木町では、堀が昔から人々の営みに深く関わり、生活用水や農業用水として利用され、洪水や干ばつなどの自然災害から人々の生命や生活を守っていること、そして、この大切な堀を町の人たちは大切に手入れをして守ってきたことなどを正しく学ぶことが事故防止に向けた指導の起点と考えます。

次に、2、住民に対する水難事故防止対策と実践活動についてお答えいたします。

水難事故を防止するためには、堀の安全な環境を改善する施設、器具等の整備とともに、学校と家庭、地域全体で子供たちの行動を見守り、協働して育てる（協育）意識の涵養が必要と考えます。

大木町には、大木町安全・安心まちづくり条例が制定されており、条例の中には、町の役割の一つに、幼児、児童、生徒等に対する安全・安心の確保に関する施策を実施すると記されています。交通事故防止や不審者対策等の防犯などとともに、水難事故防止に関する対策について検討していただくことが、再発防止に向けた地域での自発的な活動につながるものと考えます。

今回の事故に際して、改めて町内の堀を見てもみますと、道路が併設されている堀にはほとんどガードレールが設置されており、住宅近くの堀に落下防止フェンスや、落下したときに上がるためのステップが設置されているところもあります。救命ブイは、町内38か所の水路に配置されておりますが、これらの設備に対する町民や子供たちへの意識づけは十分ではなかったと考えます。これらの安全を守る設備については、校区コミュニティー活動やPTA活動等の多くの目で安全面の整備について確認していただき、改善箇所については早急に対応していくことが必要と考えます。

また、地域での子供たちの活動の様子を見守っていただき、生命に危険が及ぶようなときには言葉をかけていただくなどの地域の絆づくりも重要と考えま

す。

次に、3、堀の危険箇所の調査と対策についてお答えいたします。

事故発生後、直ちに各学校に通学路や釣りなどで子供たちが集う堀を中心に、危険箇所の点検を指示しました。ガードレールがなく、容易に水辺に近づける箇所、流れが急な箇所、落ちても岸に上がれない箇所、救命用具やステップ、表示板の設置が必要と思われる箇所を各学校で確認しています。その結果を関係課と確認し、安全マップにまとめ、夏休みまでに町内の児童・生徒に配布したいと考えています。

また、安全マップに掲載する内容については、堀と人々の生活の関わり、自然災害から暮らしを守る堀の役割や堀の生き物などの自然環境に関する内容、安全な遊び方等の内容を加えることができると構想しております。堀に親しみを持ち、堀を正しく理解し、堀と共に生きるという認識を持ってもらうことができるよう内容を整備してまいります。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

まずもって、今回の水難事故につきましては、心からお悔やみ申し上げます。

さて、4、景観の保持と安全を期する護岸の整備計画についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本町の堀は農業や生活に欠かせない重要な役割を担っており、堀と調和した美しい空間が私たちの心にも安らぎを与えてくれていると認識しています。

しかし、水路は、時として危険な場所になることもあり、安全対策は非常に大きな課題であると捉えています。

水路の設計につきましては、水利条件、用地条件、維持管理条件など、事業計画及び農家を含む地域住民等の意見を踏まえて設計する必要があります。水路の幅が広く、用地の確保が可能な場合は、経済性及び管理作業性等についても併せて考慮しつつ、景観に配慮した多自然型護岸等による水辺の創出を図ることが望ましく、水難事故防止の観点からも緩やかな勾配の護岸を計画していく必要があると考えています。

また、水路幅が狭く用地の確保が困難な場合は、断面構造上、垂直に切り立ったコンクリート等の護岸の設置を余儀なくされることとなりますが、常に水が流れる水路底から少し高い部分に段差をつくり複断面化にしたり、ステップ等を設置したりするなど工夫することで、安全性の確保を図ることができると考えています。

改めて、水路整備の安全性については重要な課題と捉えておりますので、今後、町が行う水路整備に当たっては、細心の注意を払って、安全対策を講じていきたいと考えています。これまでの水路整備箇所についても、現在、安全点検を実施しており、危険箇所が見つかり次第、早急に対策を講じていく考えです。

いずれにしましても、地域住民等の意見を踏まえ、安全対策を講じていかなければならず、管理上の課題がありますが、美しい景観を形成しつつ、今回の事故を教訓とし、安全対策の強化に努めたいと考えています。

次に、大木町美しく住みよい環境を創る条例の機能強化についてお答えします。

本条例は、平成20年6月に、悠久の歴史の中で先人たちが営々と築き、ま

た人々の生活を豊かに育んだ郷土を、清潔で、美しい状態で次代に引き継ぐために、地域環境の浄化、美化及び保全について必要な事項を定め、町、町民及び事業者が相互に連携し、緑豊かな住みよいまちづくりに資することを目的として策定されました。

議員ご指摘の道路・歩道に張り出した樹木や枝などは、歩行者や自動車などの通行の支障となるだけでなく、見通しを悪くし、事故の原因となることがあります。また、空き家の樹木の枝が敷地の境界を越えてしまうことによって生活上の問題が生じるなど、既に身近な社会問題になっていると認識しています。

そのため、町としましても、道路につきましても道路法の第30条及び民法233条、空き家につきましても空家等対策特別措置法第3条の規定により、所有者または管理者に対し伐採や剪定など適切な管理を指導しております。

一般的に言われるポイ捨て禁止条例は、平成4年に福岡県北野町（現久留米市）が、北野町の環境をよくする条例を制定以降、本町を含め、多くの自治体が同様の条例を制定しました。ただ、それらの条例は、罰則規定は設けているものの、本来、違反者に対する過料の徴収を目的としたものではなく、あくまでも指導や勧告等によるモラルの啓発に重点を置いた条例です。特に、罰則規定の運用に当たっては、違反者の特定に向けた人的・物的なコスト負担の問題や、条例周知の徹底、運用方法をめぐって訴訟が起きてしまった事例もあり、慎重に取り扱う必要があります。

また、本条例につきましても、制定から10年以上が経過し、空家等対策特別措置法のように法整備も進んでいることから、本条例の運用の先にある、誰にとっても心地よく住みやすいきれいなまちとなるよう、多角的に取り組んでいくため、改善策について関連する複数の課で調整の上、見直しを図る時期に来ていると捉えています。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の1番、学校現場での指導及び対策をどのように実践していくのかについての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　今回の事故においては、北原教育長、本当に短期間での今後の対応・対策についてお骨折りをいただき大変だったと思います。そういった中で、同じく、学校教育の安全教育の面で4点記してある、まとめてあることに本当に私も同感でございます。

やっぱり自分で自分の命を守る、その能力をつけてあげる、やっぱり学校教育の中でしていく。今回の事故で、みんな危ない危ないというような感じになっておりますけど、今までも毎年のように事故はあっております。私の住んでいる荒牟田地区においても、私の友達が3歳のときでしたか、転落して亡くなりました。また、昨年も11月、友達のお母さんがクリークに転落して亡くなりました。友達のお母さんが2人亡くなっております。大体私が知っている限りで、私の身の回りの関係で4人ほど亡くなっております。

今回のように、これだけいろいろこう騒がれることも今までなかったわけです。というのも、安全対策を、子供が転落しても、柵の防護も何もしていない状況で今まで過ごしてきております。これは、学校教育、教育現場じゃないんです。町のほうが担当する、建設水道課、総務課、町長、そういった全体の中で捉えて、その安全対策を考えていかんと、これは学校の子供だから、学校教育の現場とか学校教育の関係の責任だというのはちょっと酷だと思っております。

そういった中で、いろいろ教育長も考えて、今度は学校教育の現場で、この

課題を持って取り組まれるということでございます。この際、私も、なるべく子供が逆に水に近づきやすいような環境づくり、そういったことで指導していただきたいと思っております。

現在、大木町では、堀んぴくくやっております。それから、学校においてもごみあげ行事とか、特に大莞小学校の場合は、クラブ活動で釣りクラブというのがありました。そういった形で、いろいろ水に対しての行事、積極的に取り組んで、その現場で子供を指導してほしい。そういったことで、水が楽しい、生活に必要なだとか、それから危険でもあると。そういったことを体験をもって教えていくことが大切ではないかと思っております。

この世に生を受けて、ゼロ歳から高齢者まで、命は一緒なんですよ。ですからみんなが、子供から高齢者まで一緒に守っていくような地域づくり、それも大切だと思います。ですから、いろんな村の行事とか、コミュニティーのいろんな活動の中でも、常日頃からそういった取組を、住民と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

そういったことで、この1番目の、学校現場での指導及び対策をどのように実践していかれるのかということに対しては、今、教育長が述べられたような形で取り組んでいただきたいと思います。

その中でちょっと1点、この間から、新聞とかテレビでもあってありました着衣水泳の訓練を、アクアスの温水プールで毎年6、7月にされているということでございますが、アクアスの温水プールでもいいですけれども、実際、堀クリーク、アクアスの前のクリークとか、そういった中での実技というものも必要じゃないか。というのは、気候的に寒暖の差があります。冬の場合と夏の場合あるから、そういった中での対策ということも考えられますので、着衣での訓練は堀ではできないのか、クリークでできないのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 中島議員の再質問に答弁いたします。

本町は、私の説明がちょっと不十分だったと思うんですが、小学校の児童対象に、全部の1年生から6年生まで、着衣水泳の指導を行っているわけです。先生たちが行っているわけです。その指導の在り方について、それぞれ専門家から講習を受けたり、研修を受けたりはしていなかったわけです。

そこで、今回事故を受けまして、本当により正確な守り方、落水したときの守り方等、やっぱり専門家に指導を受けて、それを各学校で先生方が子供たちに、今まで行っていた着衣水泳を実効性のあるものにしてほしいということで、計画をいたしました。本来ならば、大きいプール等で実施できればよかったんですが、コロナ対策等でプールがまだ使用できません。そういったところで、せっかく地元の施設がありますので、温水プールを、閉館日ではありますが支配人の配慮で、研修会として活用させていただきました。

指導者は日本赤十字社の救命指導員で、なかなかこういう専門的な指導は消防署ではできないんです。やっぱり専門的な指導を受けた方、指導力のある方でないと、この着衣水泳の指導はできません。特におとといの指導では落水、プールサイドから落ちて背浮きをして浮くという、そういったところは、先生方、今まで認識がなかったということ。それから身近にあるランドセルをひっくり返して浮力として使うとか、釣りざおは握り手を差し出すとか、それから絶対助ける人は水の中に入らないと、そういった実践的な指導を受けましたので、こういったものが各学校で活かされるだろうと期待しています。

それから、この事故に関して私も当日の夜と翌日、水路を見ましたが、幅は

僅か3メートルぐらいしかないんです。本当に向こうまでこうちょっと行けば届くぐらい。ところが深さが3メートルあるんです。そういったところの認識、私も全く危険箇所と認識しておりませんし、当該校の小学校の先生方も認識していなかったと思います。そういった意味で、例えばあそこに深さを表示する、案内板とかあれば、危機意識を持つことができますし、やっぱりそういった校区内に危険箇所があるということ、そしてそういった危険箇所で子供たちが遊んでいるという実態を早くつかんで対策を取ることが、今後の学校教育に求められる対策だろうと思います。

以上で答弁を終わります。

議長　では、①に対しての最後の質問ありますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　質問ではありませんけれども、先ほども言いましたように、例えば古島小学校では、はんぎり競漕とかあっていますので、そういった形で、子供たちにも親しませていただきたいと思います。

議長　次に、1番目の②の住民に対する水難事故防止対策と実践活動はについての再質問ございますか。

中島宗昭議員　調査の中で救命ブイが町内38か所に既に設置されていたということでございます。この調査で、写真を、私、持って……。

大木町とかの川副と書いたところの、1番、2番、これ大木町の救命用具の設置場所なんです。38か所でよかったのかどうか分かりませんが、大木町の救命用具の設置の見えにくいんです。ガードレールの裏にあるから、全

部。そして、やっぱり日頃からの調査とかをやっていないから、こういった形で劣化による亀裂が入ってそのままとか、そういった形です。

その下の川副町にすると、いろいろ浮き輪みたいな形のブイ、それから、同じく、川副町の一番は、これは発泡スチロールで、発泡スチロールを消防ホースみたいな形ので覆ってあるというか、で、本当につかみやすい、そういった形の対策というのを考えていく必要があると思います。それから、ポリになると、どうしても劣化してひび割れてくると、そういったことで、ポリではなくて、例えば発泡スチロールにしたって、それからビート板とか、いろんな形の対策も考えられると思っております。

ですから、まず救命用具があるところは人目につきやすいところにしておかないと、ただ救命用具というステッカーを貼って、その裏にあるとなかなか見にくい、そういったことをもう少し考慮する必要があると思います。

現在、この点検をされた中で、設置が不足していたとか何とかということは私も言いません。やっぱりそういった考え方、ちょっと捉え方をもう少し考えて設置をするなり、ポリではなくてほかの代替の用品にするとか、そういったことで検討をお願いしたいということで、お願いでございます。

それから、川副町の4、5、これは、この間事故があったところと同じなんです。これは国営幹線水路の徳永線です。大木町の場合は国営幹線水路の大溝線でした。川副町の場合は、きちんとネットをして鉄状の網までして、ここは三面張りです、階段というか、上る、あれをちゃんと設置してありました。

そういったことで、なぜ大木町の場合、国営幹線水路であるのに、どうして大木町だけは取り残されておったのか、これは担当課長、学校教育課ではなくて、誰か分かる人があれば、そして、今後、国の要請とかそういったことでできないものをお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現場につきましては、農林水産省が整備しております国営水路となっております。農林水産省のほうに確認をしておりますけれども、同じようなこの大溝線におきまして同様の河床というのが判明をしております。そちらについてはフェンスが、実際にこういう写真を撮ってきていただいておりますけれども、川副の4とか5のように、フェンスが設置されているような現場もございまして、ただ、なぜ、そこにフェンスがされていて、フェンスがないところが実際にあるのかという質問というか、確認については、工事から10年以上もたっているということもありまして、詳細については分からないというような状況でございます。

ただ、今回の事故を受けまして、管理者としても現地のほうの確認をしております。類似箇所、また危険箇所についての調査をしておりますけれども、町内に国営水路、先ほど説明しました農林水産省が整備した国営水路というのが7本ございます。総延長につきましては約25キロ、校区別でございまして、大溝校区に10キロ、木佐木校区に9キロ、大莞校区に6キロとなっております。そのうち類似箇所等で緊急に対策を講ずる必要がある箇所につきまして、国と連携し、転落または侵入を防止するような柵の設置につきまして、事故防止対策を早急に講ずることとして計画に入っているところでございます。

また、水路につきましては、先ほどからもお話しておりますけれども、農業用水、生活用水、防火用水と重要な役割を持っておりますので、水路全てに柵の設置というのは課題が多いのではないかと考えております。水深を表示する

など工夫した注意喚起を行う看板を設置したり、万が一転落した場合に備えまして、はしごや救命具、救命具についてはどのようなものがよいかの検討も含めまして、設置のほうを検討しておりますし、老朽化した救命具の取替えについてもただいまもう発注のほうをしたりして準備をしているところです。転落事故等の対策を講ずることとしております。

水路の安全対策につきましては転落や侵入を防止する柵等を設置するハード対策と、地域住民等に対する救命具の設置場所の周知や注意看板等、安全意識の啓発等を行うソフト対策がございますので、教育委員会をはじめとしまして、関係機関、町、全庁で連携しまして、ハード対策、ソフト対策を組み合わせ実施をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長 回答からすると、もう2番、3番、4番も一緒のような感覚で捉えましたがけれども、これについて最後の質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 4番ですけれども、護岸の整備、最近は自然石を使った工法とか階段ステップの取付けもなされてきております。また、クリークに転落したときなどは、動転して、どこに階段があるのか、ステップがあるのか分からないというのが現状だと思っておりますので、昔のように、今のヨシとかコモとか水生植物であればいいんですが、今はもうコンクリート岸の場合は本当に危険極まりないと思っております。

そこで、今後の対策として、今、課長のほうからも言われましたが、そういった型に、小段を作ったり、階段を作ったりとか、すぐにでも、誰でも上がれるような感じの護岸の整備をしていただきたいと思っております。

それから、今まで行ってきてあるコンクリート護岸、そういったところに関しては、根固めという形で、木柵をして小段を作っていただきたい。そういったことで、そこにはまた水生植物を植えると、そういった型で景観とか環境に優しい護岸整備ができると思いますので、その辺をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

中島議員からご提案がありました木柵等で小段を作るということでございますけれども、こちらの小段につきましては、泥土を上げることもできますし、水生植物による水質保全ですとか、水路の美しい景観の形成、そして何よりも万が一転落した際にも、小段ということで複断面化しますので、安全性についても役立つというふうに考えております。

しかしながら、ご承知のとおり、公共施設整備に割り当てられる予算というのも年々減少しておりまして、水路整備工事につきまして短期的に行うということは難しい状況でもございます。このような状況の中でございますので、公共工事に頼らない対策の重要性というのも増してくるのかなというふうに考えております。

現在行っています多面的機能支払交付金事業、これ旧農地・水と言っておりますけれども、こちらの活動団体等に対する木柵材料の支給等で実施していただいているところもございます。こちら継続的に実施をしていくとともに、活動団体の支援について行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。それでは、次の、大木町美しく住みよい環境を創る条例の機能強化についての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 この件につきましては、私はちょっと認識不足で、こういった条例をつくったほうがいいんじゃないかということで質問しようと思っておりましたが、こういった条例があるという中でその条例を読んでいくと、なかなか理解しにくいようなところもたくさんあります。

その中で、まず、いろんなことで苦情とかが来たときに、そういったときには調査員とか監視員を町長が任命して調査に入るということでございますが、そういった調査員の人数と任命の方法とか活動状況というのは今までにありますか。

議長 実績ということでよろしいですか。

中島宗昭議員 はい。

議長 それでは、答弁を許します。野田環境課長。

企画・環境課長 ご質問にお答えいたします。

調査員についてはこれまで実績がございません。

以上でございます。

議長 それでは、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　この条例からいくと、ふだんから調査員とか監視員とかそういったのは、常時、町内の環境についての監視、調査をするような感じを私たちは見受けます。条例を見るとですね。せっかくこういった条例があるなら、やっぱり私たちも、住民にももう少し周知徹底して、そしてやっぱり大木町の美化環境を守るということで、この条例を活用していく必要があると思いますがいかがでしょうか。町長、お願いします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　調査員の任命事項、これ大体こういった条例には規定されていると思うんですけども、これは、特にそういうことが必要な状況において、例えば、民有地とかに入っていく場合に、当然こういう条例に基づいた任命というか、そういうのが必要になるので、恐らくそういう場合は町の職員が、そういう町長の任命を受けて、しっかりと身分を示した上でこの条例に基づく調査を行わしていただくと、こういうようなことになってくるんだらうというふうに思いますけれども、今のところ、この条例に基づいてあえて調査員を任命してどこかに立入調査するとか、そういう事項が生じていないというふうに、私も認識をしています。

この条例をもっとしっかり活かすことができないかという、議員のご指摘でございまして、本当にポイ捨てが後を絶たないという状況が続いていまして、本当に田んぼとかにも缶が捨てられたりとか、レジ袋に入ったお弁当がそのまま捨てられたりとか、そういうのが後を絶たないというような状況でございまして、ただ、そういう、例えば野焼きにしても、ポイ捨てにしても、こ

の条例もありますけれども、その上位法というか、廃掃法というのがございまして、この中で、基本的に罰則がきちっと定められていると。たしか懲役刑なり罰金については多分上限1,000万ぐらいの罰金じゃなかったかと思えます。5年以下の懲役または1,000万以下の罰金が科せられるということになっています。

主に、この条例をしっかりと活用していくということになってくるとそういう不法投棄が主なものじゃないかと思うんですけれども、これについては議員、ご存じだと思いますけれども、不法投棄があった場合は、しっかり中身の点検をして、特定できるようなものがあれば警察と連携をして対応してるというのが現状としてはございます。

それとあと、ご存じだと思いますけれども、シルバー人材センターに委託をして、1週間に1回巡回活動をして、野焼きに関しては注意喚起を行ったりとか、ポイ捨てに関しては必要に応じて回収したりとか、そういうことを一緒にやっているということでございます。

特に、大木町の場合、町民の皆さんが、日々ポイ捨てごみを回収される、そういう方たちも非常に多くて、結構、そういう活動をしていただいと、本当に頭が下がると思えます。そういう方たちのご協力のおかげで、何とかまちの美化というのは維持できているんじゃないかなというふうに思っていますので、本当にそういう皆さんの、みんなでまちをきれいにしようという、そういう取組に関しては感謝申し上げたいと思えますし、そういう思いの集まりで本当にまちがきれいになってくるんだろうというふうに思っていますので、そういうことも含めて町としては、住民の皆さんとの、そういうきれいなまちづくりについての協働を追求していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長 通告時間が終了しておりますので、一言だけ何か。

中島宗昭議員 これについてはちょっと時間が足りませんでしたけれども、この条例の中、さっき言われたように調査員は職員を充てる。監視員というのもあるんですね。監視員は誰が監視員なのか。だから、私たちは、この条例の監視員と、さっき町長が言った野焼きの監視員、ダブって一緒になっているから、その監視員がずっと監視して回っているのかなと誤解を受けるわけでございます。

その段階をもう少し整理させた中で、この条例も、先ほど課長も答弁がありましたように、いろんな形の中で、もう少し中身を濃ゆくして、本当に条例が生きてくるような形、そしてその条例を活用してまちがきれいになるような条例にしていきたいと思えます。

一応、これで終わりますけれども、教育長に私がちょっとお願いしたかったのが、このコロナウイルス対策の中で、近隣の各小中学校が夏のプールの閉鎖とか、もうそういった話がありますが、大木町の場合はぜひ夏休みでもプールの開放をしていただきたいというお願いをもって、一般質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時35分といたします。

休憩 14時24分

議長　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、原田勝議員の一般質問を許します。原田勝議員。

原田勝議員　ただいま議長の許可を得ましたので、議席番号3番、原田勝が一般質問を行います。

安心して老後生活を送れる、国民年金等への加入の促進を。

安心できる老後の生活を送るためには、一定程度の収入は不可欠である。そのための保障として年金制度があるものの、40年間満期まで納めた国民年金の受給者でも月額6万5,000円程度で、年額1人約78万円、自営業夫婦では年額約156万円で、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることはままならないと推察できる。

一時期問題となった年金の記録漏れ、あるいは誰が掛けた年金かが分からず、宙に浮いている年金の問題は消えた年金などと言われ、いまだ解決されていない。自分の年金記録をもう一度確認してください。そして、年金加入が漏れているものがあると思える場合には、年金事務所や年金相談センターなどで相談して、調査してもらってください。漏れていた期間が見つければ、その分は過去の分も含めて受給できます。時効はありません。もちろん以後の年金も増額されます。

年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれています。国民年金、自営業や学生、フリーランスなど、厚生年金や共済組合など、職場で年金制度に加入でき

ない人が第1被保険者。厚生年金、共済組合に加入すると、同時に国民年金にも加入することになります。第2被保険者です。共済年金、公務員や教職員等、平成27年10月より統一されました。会社員等に扶養されている年収130万未満、かつ年齢が二十歳から60歳までの配偶者で、保険料の個人負担必要がありません。第3被保険者です。

年金を増やす方法は、付加年金と国民年金基金が選べます。自営業者等及び配偶者の第1号被保険者・任意加入被保険者（65歳以上を除く）が加入する国民年金に上乗せする方法は2つあります。1つ目は、定額保険に月額400円納め、40年納めた付加保険料19万2,000円で、2年受け取ったら納めた付加保険料を回収できます。2つ目は、国民年金に上乗せできる、1991年4月につくられた国民年金基金です。公的年金ですが、加入は任意です。国民年金基金には、全国47都道府県で設立された地域型基金と、医師、弁護士等の25種類の同じ職業の人が加入する職能型基金があります。例えば収入の少ない人は、保険料の免除手続きを行ってください。

安心した老後を迎え、健やかに住み続けることができる大木町であるために、町は収入の少ない人に保険料の免除手続きを行っているか。また、通常の加入促進に加え、国民年金基金やiDeCo、NISAなどへの加入も同時に強く勧め、制度の優位性を町民に周知して、加入促進に努めるべきだと考えますが、執行部の考えをお聞かせください。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 3番、原田勝議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、保険料の免除手続きを適正に行っているかのお尋ねについてご説明

いたします。

まず、年金加入手続時に、免除制度の説明を行っております。また、免除手続の年度切替えが7月からとなっておりますので、毎年7月の広報に免除申請等の記事を掲載して、制度の周知を行っているところでございます。

次に、国民年金基金やiDeCoなどへの加入促進に関してですが、まず、制度をご説明したいと思います。

最初に、国民年金基金ですが、自営業者などの国民年金の第1号被保険者を対象に国民年金に上乘せして給付を行い、老後の所得保障を充実させるため、平成3年に創設された制度で、加入は任意です。納めた掛金の額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まり、掛金は社会保険料控除の対象となり、基本終身年金となります。

なお、厚生年金や共済組合に加入している方、その配偶者の方や、国民年金保険料を免除されている方、農業者年金加入者の方などは加入できません。手続等は全国国民年金基金が行っております。

次に、個人型確定拠出年金iDeCoとは、60歳までの間に毎月一定の金額を出して、その掛金で投資信託や定期預金、保険などの金融商品を選んで運用し、60歳以降に運用した資産を年金または一時金で受け取るというものです。こちらは基本有期年金となります。平成29年1月から加入対象者が拡大され、二十歳から60歳のほぼ全員が加入できるようになっております。この掛金も社会保険料控除の対象となります。

ただし、この年金は、個人の資金運用であります。原則60歳になるまで、引き出すことができないようになっております。様々な金融機関が取り扱っていて、金融機関ごとにその特徴、取り扱う運用商品、加入時や毎月の口座管理等にかかる手数料などが異なります。

続きまして、加入促進に向けての取組ですが、国民年金制度の周知につきましては、毎月、広報おおきでお知らせを掲載しております。

今後は、国民年金基金やiDeCo等につきましても、お伝えできる情報等を広報やホームページで町民の皆様にお知らせし、制度の周知を行うことで加入促進を図りたいと考えております。

以上で、3番、原田勝議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、安心して老後生活を送れる、国民年金等への加入の促進についての2回目の質問はございますか。

原田勝議員　今後はiDeCoなどの情報も提供していただけるということで、よろしくお願いします。

広報おおき等で年金情報を皆様に提供していることは分かりました。ちなみに、これ、今年の4月のやつなんですけれども、1ページを使って年金のことはちゃんと広報されています。

広報おおきや議会だより等、町民の皆様がどれだけの方が目にしているか分かりませんが、得する情報も載っています。昔だったら、仕事をリタイアして悠々自適な生活を送れたかもしれませんが、現在は年金額も減らされ、受給年齢も上げられています。現在、町内の国民年金受給者で、単身世帯もしくは夫婦だけで生活されている方は年金受給者全体の何%ぐらいおられますか。現役世代の中で、国民年金だけの加入者で、付加年金、国民年金基金、公的年金に加入されている割合は何%ぐらいいらっしゃいますか。よろしくお願いします。

議長　答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 3番、原田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、年金受給者で単身世帯もしくは夫婦だけで生活されている方は何%ぐらいおられますかとの質問ですが、住民票上の数になりますけれども、単身世帯で14.3%、65歳以上の方だけ、夫婦に限定はしておりません、夫婦、兄弟姉妹、親子等で65歳以上だけで生活されてある方が30.9%でございます。

次に、国民年金の加入者で、付加年金、国民年金基金に加入している人の割合はというご質問ですけれども、付加年金への加入者が7.6%、国民年金基金のほうへの加入者の加入率が1.6%になっております。

以上で、3番、原田議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、安心して老後生活を送れる、国民年金等への加入の促進について最後の質問はございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員 今、課長が答弁されたように、単身世帯が14.3、家族を含めて65歳以上だと思えますけれども、30.9、これは確実に多分今からの少子高齢の時代、増えていくと思えます。今現在、現役で働いている方の国民年金基金等に入っている方が若干少ないような感じもしますので、将来的にはまだ厳しい時代が来るんじゃないかなと思えます。

例えば、二十歳から60歳まで40年間満期まで納めた国民年金は、月額約6万5,000円程度で、年額1人約78万円で、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることは厳しく、生活が困窮されている方もいらっしゃるかもしれない。

こういった方々には、こういった支援の方法があるとお考えですか。これは福祉課長に尋ねたいんですけども、よろしくをお願いします。

議長 最後の答弁を田中福祉課長に求めたいと思います。田中福祉課長。

健康・福祉課長 3番、原田勝議員のご質問にお答えします。

憲法で保障された健康で文化的な生活を送る権利として、憲法第25条で生存権の保障を定めています。「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。

ここで、公的年金と生活保護について整理したいと思います。

公的年金とは、高齢による稼働能力の減退を補填し、生活の安定を図るもので、その水準としては、現役世代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役世代に構築した生活基盤や老後の備えと併せて、自立した生活を可能とするもので、他の収入や資産の有無にかかわらず、現役世代の保険料水準に基づいた年金を支給するものです。

一方、生活保護は、資産、能力、全てを活用してもなお生活に困窮する、最低生活の保障や自立を助長するもので、基準としましては、最低生活を保障する水準として設定し、就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付するものです。資産や能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施しています。このように、公的年金と生活保護は異なる性質を持っています。

福祉課に生活保護等の相談があった場合、久留米市にある自立相談支援機関の窓口につながります。そこでは、生活困窮者自立支援制度に基づき、就労準備

支援や家計相談など、住まいをはじめとする生活の困り事についての相談支援が行われ、必要に応じ生活保護の申請や需給につながることもあります。大木町の生活保護者は、6月12日現在で62世帯100人です。先ほども申し上げましたが、生活保護制度は、資産や能力等、全てを活用してもなお生活に困窮する場合は困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度で、働くことが可能な場合はその能力に応じて働き、年金や手当など、他の制度で給付を受けても最低生活に届かない場合、収入額との差額を生活保護として支給します。

平成30年度版福岡県の生活保護によると、本町の生活保護者は、平成19年度72人、29年度90人、現在100人と微増傾向ですが、他の自治体に比べ、増加の幅は緩やかです。生活保護者の割合を示したものが生活保護率ですが、その率は、平成28年度、全国平均1.69%で、福岡県2.54%と福岡県は全国でも高く、本町は0.66%と、特に低い状況です。生活保護世帯のうち、高齢者世帯の割合が福岡県では53.5%ですが、本町では33%と低い状況です。

本町での高齢者の生活保護受給者が少ない理由として、大きく3つの要因が考えられます。1つ目として、同居家族がある人が多いこと。そのことで、家族間の支え合いができていないのか。2つ目として、農業や家庭菜園を行っている人が多く、食べ物をはじめ生活の自立が図られていること。食べる物に困らないのは、農業の町大木町の強みであり、この中には、地域によりご近所からの野菜など、おすそ分け文化が残っていることも入っていると思います。3つ目として、シルバー人材センターの活用です。シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて健康で生きがいのある生活を実現し、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する組織で、本町の加入率は県下でも高く、契

約金額でも高く推移しています。少子高齢化が進行する今日、高齢者を現役世代が支える姿が、半世紀前には65歳以上のお年寄り1人をおよそ9人の現役世代で支える胴上げ型の社会でしたが、近年、3人で1人の騎馬戦型の社会になり、2050年には国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える肩車型に突入すると言われてしています。

そこで、高齢者の中でも元気な高齢者にはできるだけ支える側に回っていただくということで、税と社会保障の一体改革や地域包括ケアシステムの考え方が出てきました。本町でも、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指して、行政区、校区、町全体で大木ささえ隊の取組を行っています。また、これまで地域の高齢者世帯などに平日昼間の食事を届ける配食サービスを社会福祉協議会に委託して行っていたが、平成31年度から、シルバー人材センターに委託し、地域の元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える仕組みとして実践されています。元気な高齢者がシルバー人材センターで収入を得、地域に貢献することで、生きがいつくりにつながっているのではないかと考えています。

健康長寿の秘訣に、「きょういく」と「きょうよう」が大切だと心理学者の多湖輝さんが言われています。「今日、行くところ」と「今日する用事があること」、そしてお金も大事だけれども、もっと大事なことは健康な心身を保つこと、筋力を維持することだそうです。収入を得ることで自立した生活を行い、地域貢献、社会貢献ができ、健康づくり、生きがいつくりにもつながる、シルバー人材センターの意義は非常に大きいと思います。

近年、入会者が伸び悩んでいると聞きますので、担当課としてもシルバー人材センターが今後も高齢者の就業の場の確保や地域貢献、住民の生きがいつくり、高齢者の出番づくりを行っていただけるよう支援を行ってまいります。住民が

可能な限り自立し、大木町に住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指し、鋭意努力してまいりますので、議員各位には今後ご支援、ご協力をお願いしまして、3番、原田勝議員のご質問に対する答弁を終わります。

議長 規定の質問数が終わりましたが、若干時間があるようですが、一言何か申されたいことがあれば。3番、原田勝議員。

原田勝議員 近年、これは金融庁が老後の試算をした中で、本当は銀行や証券会社等に向けて情報発信したものが、一般の住民の方に恐怖感をあおったみたいなんです。老後資金は最低でも2,000万、3,000万あれば大丈夫と言われていています。しかし、このような具体的な金額は、誰にも当てはまらないと思います。人にはそれぞれの生活があり、安心できる基準も人により異なります。金額よりも老後の生活に入ったときの月々の支出と収入を考え、結果として幾らあれば安心できるのか、楽しい老後生活を送ることができるのか。答えは自分自身で導くべきです。余談ですが、まずは一人一人が健康寿命を延ばし、幾つになっても現役で働ける体づくりを心がけたいです。

以上で、3番、原田勝の一般質問を終わります。

議長 以上で、3番、原田勝議員の一般質問を終わります。

それでは最後に、6番、北島好昭議員の一般質問を許します。北島好昭議員。

北島好昭議員 6番、北島好昭です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。原田議員の後で緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

さて、今回の質問ですが、2件質問させていただきます。

1件目は、昨年6月の一般質問時に質問した事項の再質問でございます。2点目については、災害の発生時期を目前に控えたこの時期に、臨時避難所という形での開設は可能かということの2点をお聞きするものです。

まず、1点目です。通学路の安全対策の進捗状況を問うということでお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のためということで約3か月に及ぶ休校措置、前代未聞の休校措置が解除され、5月26日より児童の登校が始まりました。私も、木佐木校区の活性化協議会より、子供たちの通学、登校が始まるということで、自宅の近所でいいから見守りをしてくれという要請もございましたので、それに応じ、朝できる時間ということで通学を見守っているところなんです、その通学路というのは非常に危険な通学路であるということで、昨年6月の一般質問でもご質問をしたところでもあります。先ほど言ったように、見守りで立っておるんですけれども、1年間たつけれども、危険な状況は一向に改善されていないと。早期の危険性の除去というものを解消することの必要性をまだ強く感じたところでもあります。

そこで、お尋ねしたいんですが、昨年6月の一般質問にて、該当路線の安全対策について訪ねた際には、危険であるという部分について共通の認識を担当課のほうでも持ってあったと思いますが、その際に、既に調査検討を行っているということの答弁をいただいたところなんです、それから既に1年、調査検討がもう既にそのとき始まっていたということですから、それから1年経過するわけで、一定具体の計画等ができていないかなということで、具体の計画ができておるのであれば、その具体の計画をお聞きしたいと。

併せて、全庁的にまだまだ危険箇所等が多い中では、教育委員会、学校、学

校教育課等々と情報をやり取りして、危険箇所の把握と併せてその改善についても取り組んでいただきたいということの質疑もしたところであります。

建設水道課長にまずはお尋ねをしたいと思うんですが、課長も代わられたので、なかなか経過が分からないと思いますが、どのようになったのかお聞きしたいというふうに思っています。

それと、2点目です。身近な臨時避難所の確保を望むということなんですが、災害の発生が予測される大雨や台風の時期が目前に迫る今日を迎えております。町においては、災害の発生予測に応じて町内公共施設を避難所として確保している旨、6月の町広報紙に詳細に説明をいただいておりますが、私がよく聞くのが、役場のほうで避難所の準備はしてもらっているんだけど、役場の近所まで行くのが大変だということで、どうか住んでいるところの近くの2階建て以上の民間アパート、そういったところの空き部屋を臨時の避難所として確保してもらうことはできないだろうか。そうしてもらえれば、当然丈夫な建物だから、台風の直撃であったり、洪水の発生によるところの冠水からも守られるから安心というようなこともお聞きをしております。

そういったことから、町においては公設の避難所の設営等に加え、臨時避難所の設営等は併せてできないものなのか。もし困難性が高いということであれば、地域の自主防災組織等と連携をする中で、臨時避難所の確保というものができないものなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上2点お尋ねをいたします。

議長　それでは、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　6番、北島好昭議員の一般質問にお答えします。

まず、私から、通学路の安全対策の進捗状況を問うについて答弁させていただき、身近な臨時避難所の確保を望むについては、総務課長が答弁します。

議員ご指摘のとおり、町道に移管された旧国道442号、現在の町道1545号線については通過交通が多く、通勤、通学をはじめ物流等の経済活動、医療等の救急活動、防災活動等、様々な面において今日でも地域の主要な幹線道路であります。しかしながら、歩道の未整備区間がほとんどで、通学路としての安全性に課題があることは十分承知しております。

ご承知のとおり、歩道の整備が交通安全上望ましいのですが、家屋連担地域等においては膨大な予算を要するため、なかなか実現できないのが実情です。そのため、現実的な措置として、グリーンベルト化を検討してきたところです。グリーンベルトとは、中央線を抹消し、路側帯を拡幅、路側帯を色により分類し、ドライバーが車道と路側帯を視覚的により明確に区分できるようにして、交通事故の削減、歩行環境の向上等を目指すもので、路線によっては大きな効果を発揮することが分かっています。

しかし、交通量が多い路線に当たっては、自動車が擦れ違う場合に、その都度走行位置を変えなければならず、かえって交通事故の危険性を高めてしまうケースもございます。

本路線においては、筑後警察署や隣接する筑後市、大川市との協議においても、交通量や整備状況など課題が多く、グリーンベルト化を推進することについての合意が調わない状況です。町としましては、引き続きグリーンベルト化に向け、関係機関との協議を進めていきたいと考えています。

また、教育委員会において、平成24年8月に学校関係者、警察、道路管理者等で構成する大木町通学路安全推進会議を設置し、大木町通学路交通安全プログラムを策定しています。本プログラムに基づき、年1回、各小・中学校の

通学路において、関係機関が連携し、危険箇所の合同点検を実施していますので、本会議でも効果的な対策について検討を行っていく予定です。

いずれにしましても、通学路の安全確保を図るため、ハード的な対策だけではなく、教育委員会とも連携し、通学路の変更や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、通学路の安全対策については様々な方策を駆使して安全を確保してまいりたいと考えておりますので、関係機関及び関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 6番、北島好昭議員の一般質問にお答えいたします。

本町では、地域防災計画において指定緊急避難所として、風水害等の場合は大木町子育て交流センターなど10か所、地震の場合はくるるん（バイオマスセンター）を加えた11か所の公共施設を定めており、災害の種別や避難準備情報などの発令時期に応じて指定緊急避難所の開設基準を設け、避難所の運用を実施しております。この件に関しましては、北島議員にご紹介いただいたとおり、6月の広報紙で、災害への備えの再確認と併せ、災害時の避難所の周知を行っているところです。

今回、集落付近の身近な2階建て以上のアパートの空き部屋を臨時の避難所として確保し、現行公共施設の避難所に加えて運用できないものかのご質問ですが、災害時において避難所を運営していく場合は、まずその施設の耐震基準と安全性の確保や施設管理者の同意が必要で、当然、電気、水道、トイレ、通信連絡手段等、一定の設備が整っていることも条件となります。さらに、避

難所設営班を中心に、その他各必需品をそろえて開設準備を行わなければなりませんし、避難者の安否確認と健康状態を注視、把握していかなければなりません。よって、アパート等の空き部屋を臨時の避難所として活用することは、現時点では考えておりません。

また、地域の自主防災組織との連携により臨時避難所の確保ができないものかのお尋ねですが、現段階では、地域の自主防災組織ができて日が浅いため、これからそのレベルまで育てていきたいと考えています。

現在、本町の自主防災組織は、行政区ごとに設置することを基本に、一部の地区では公民館単位での設置となっておりますが、全ての地区において自主防災会が組織されています。それぞれの自主防災会では活動方針が作成され、その地区の公民館やコミュニティセンターが活動の拠点となる防災本部に位置づけられています。しかし、ほとんどの自主防災会で区長が会長を、班・組長が役員を兼務されている組織体制となっているため、役員の継続性や他の地域活動との兼ね合いなどで、活発な活動ができていない状況です。また、自主防災会の活動は、安全性を確保した上で実施していただくかなければならず、本町で避難勧告を発令した場合は、自身の避難行動を優先し、自主防災会の活動は終了していただくこととしております。

このため、現状としては、町で避難所開設準備を整え、台風接近の場合は早めに町が開設する自主避難所へ、水害の場合は道路が冠水する前に指定緊急避難所に避難していただき、道路が冠水した後や夜間等、避難することが危険と思われる場合は、自宅や近所の2階などに垂直避難をしていただくよう周知しているところです。

しかしながら、今後もあらゆる災害を想定した場合、自主防災会は初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集・伝達など、地域住民が的確に行動し、

被害を最小限にとどめるための受皿として期待が大きく、災害発生または発生のおそれが高まっている場合の初動等においては、避難支援などのほか、一時的な避難場所を設ける必要に迫られることも十分に考えられます。このため、町では、今後自主防災会との連携強化をしていくために、これまで不在となっていた防災専門員を今年度より任用し、自主防災会の育成・強化に必要な助言や指導等を行うとともに、地域防災リーダーとなり得る防災士の育成、消防団経験者や防災・減災に関連する職種の人々の活用など、防災人材の育成強化を支援していくこととしております。

近年、災害が多発している状況の中、本町におきましても災害発生に備え、今後もしできる限りの対策を講じながら、防災体制の構築に努めてまいり所存であります。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、まず1点目の通学路の安全対策の進捗状況についての再質問でございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　荒巻課長の答弁を聞いて、ちょっと残念な気持ちになったところなんです。昨年の6月の一般質問時の答弁では、危険箇所としては当然当局側も認識をしているということで、具体的なグリーンベルトにする時期について、明示まではなかったんですが、舗装・補修工事、あるいは水道管の移設替えのときに合わせてグリーンベルト化をしたいというようなことの大まかな時期のお話まで踏み込んでいただいたんですが、今日の荒巻課長の答弁はちょっとそれよりも後ろに、バックしたような答弁をいただいたもので、荒巻課長が言うところの話は大体もう既に1年前の答弁で言われていた調査研究とい

うことで含まれている部分ではなかったのかなど。今からまだそんなことをやるのかなということを感じたところです。

それと、他の危険箇所について、学校関係者と年1回、そういった催しもやっているということですので、じゃ、現在どういった危険箇所が存在し、どのような安全対策を取るようになっているとか、何かそういったものがあるのであれば、今日はそういったものがなければ、後日でもペーパーという形で頂ければ助かるなと思っています。

ですから、いま一度、荒巻建設水道課長にお尋ねをしたいんですが、昨年では先ほど言ったとおり、舗装・補修あるいは水道管の移設替えのときということのお話があったんで、当時の建設課長も踏み込んだ答弁をしてもらったと思うんですが、私のほうとすれば、もうちょっと早くできないものかというような期待もあり、お話をしたところですので、その点もう一回、荒巻課長のほうからお考えをお聞きしたいと思っています。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 ご質問にお答えいたします。

先ほどの他事業との同時施工についてでございますけれども、まず中央線がございまして、これを先ほどご説明させていただきましたとおり抹消して、車道幅員を縮小させるということでございますけれども、警察協議のほうを実施いたしております。黄色い中央線でございますので、いわゆる規制が関係している中央線でございますので、公安委員会が交通規制を行っておりますので、当然その内容については告示をしているような状況です。これを抹消するということになりますと、所轄警察署では許可が出ませんので、こちらにつきましては、

県警本部との事前協議を行い、公安委員会から許可を取る。抹消する場合にも告示が必要ということになるような状況です。

そのような状況でございますので、他事業ということで、例えば水道管の工事の短距離ごとに抹消してグリーンベルト化するというのはいろいろと課題がございます。そういう部分では、対象路線につきまして全線同時に施工、もしくは交差点間、ある一定区間などを施工する必要があるのかなと思っております。

いずれにしましても、こちらにつきましては、道路管理者としまして安全対策を講じていかなければならないというふうには思っておりますので、実現性の高い対策としまして、早期に実現に向けて課題をして調整をしていきたいというふうに考えております。

以上で、質問に対する答弁を終わります。

議長　もう1点のほうは。会議の協議後の資料というのは後ほど。

建設水道課長　先ほどの大木町通学路安全推進会議の資料でございますけれども、申し訳ございませんけれども、手持ちがございません。後日お渡しをいたしますけれども、危険箇所については道路管理者に対する危険箇所もございますし、所轄警察署に対する要望等もございますので、後日準備をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長　それでは、通学路の安全対策の進捗状況について、最後の質問ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　3度目の質問であります。

今度は町長にお聞きをしたいと思っています。

通告の下に申し上げました、今回、新型コロナウイルスの感染防止ということで、児童の命を守るために前例のない約3か月もの臨時休校を実施し、児童・生徒を感染症から守り、命を守る取組がなされたところです。その結果、5月26日からの臨時休校措置の解除となったところですが、そのことを考えますと、日々通学する子供たちは、交通事故に遭遇するかもしれない危険な通学道路、これについてはやっぱり一日も早く危険を除去すべきで、何がしかの工事と一緒にとか、そんな悠長なことは言えないんじゃないのかなという気持ちでいっぱいです。

ついでには、町長に、将来の次代を担う子供たちの命を守る取組です、町長の素直なお考えをお聞きしたいと思います。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長　　6番、北島議員のご質問にお答えをいたします。

北島議員を含めまして、地域の見守り隊の皆様方におかれましては、危険を伴う道路、その通学を見守っていただいている、そういうことに関しましては本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

水難事故で2名の兄弟の子供が亡くなりました。本当に町にとって、子供たちの安全を守るということも非常に重要な課題であると、今回の水難事故を通じて改めて感じておるわけでございまして、それは何も水難事故だけではなくて、もちろん交通事故であったり犯罪からであったり、そういうところ、あら

ゆる面で子供たちの安全を守っていくということは、本当に議員ご指摘のとおりでございまして、そのことに関してはやはり行政ができること、学校ができること、地域ができること、それぞれ連携して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今回の旧国道442号のグリーンベルトの件について、議員はちょっと期待外れだったということで、今お叱りを受けたところでありますが、そのことについては、ちょっとこの間、具体的な進展状況をご報告できなかったということについては本当におわび申し上げたいと思います。

町の道路の考え方について少し整理する必要があると、私は素直な気持ちで言わせていただきますと考えておりまして、幹線道路であるべき部分、生活道路であるべき部分、そこら辺をしっかりと色分けをして、色分けしたところで対策を考えていく必要があるのかなと。

明らかに幹線道路、いわゆる通過交通、そういうところの機能としては国道442、大和城島線、久留米柳川線、そこら辺については本当に重要な幹線道路であることは間違いないと。旧442に関しては、バイパスが整備されて4車線化も進みつつありますので、そちらのほうに基本的にそういう幹線的な機能は回して、旧442についてはむしろ生活道路としての役割を果たしていけるような、そういうような機能に変えていけないのかということを考えるべきだというふうに考えております。

そういうことで、1車線化してグリーンベルト、恐らく速度制限等も変わると思うんですけれども、そういうようなところでの要望なりをもっと強めていく必要があるというふうに感じています。

ただ、これ旧国道でありまして、隣接する市町との関連であったり、特に警察との協議というのが非常に重要な問題になってまいります。そういうところ

に関しては、単に行政だけではなくて、やっぱりこれは地域のほうからしっかりそういう声を上げていただく。そういうような後押しの下で一緒になって警察なりに話をしていかないと、単なる行政だけの取組ではやっぱりなかなか通じない部分があるのではなかろうかと。交渉に関しては、なかなか一気に進むかどうかというのは非常に厳しい面はあるかと思えますけれども、これに関してはやっぱり子供の安全に係ることですので、学校や地域一丸となってしっかりと声を届けることで実現する方向で考えていかなければならないのではないかというふうに思っておりますので、議員におかれましても、地元議員でもあられますし、地域のほうの要望等もまとめていただいて、一緒になってそういう関係機関等についての要望活動を行いながら、できるだけ早い実現を図っていく必要があるのではなかろうかというふうに考えております。今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長　よろしいですか。

それでは、2点目の身近な臨時の避難所の確保を望むということでの再質問でございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　臨時避難所の確保についてであります。答弁で現行ではなかなか難しいと、現状ではなかなか難しい状況だという総務課長の答弁を聞いたところであります。現時点では考えておりませんということは、将来に幾らか希望を持たせた答弁であろうというふうには思ったところであります。駄目なものは駄目と言っていたかかないと、将来に可能性があるということであれば、どげんだったかとまた聞くことになるわけですが、ちょっと町長にお聞

きをしたいと思います。

先ほど総務課長のお話から言われるとおり、臨時避難所の設営については多くの困難があることは当然承知をしています。ただ、町民の中にこのような要望があることも事実です。町長が日頃より掲げている住民自治の振興という点で思慮するならば、まさしく公に頼るばかりではなく、住民自らの取組としてできるのであれば、住民自治の一つの形態として成果と言えるのではないのでしょうか。というふうに私はちょっと考えるところでありますので、町長の考えというものをお聞きしたいというふうに思っております。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 避難所の関係、これから本当に災害も増えてくるという中で、よく言われるのは、議員ご指摘のように自助共助ですよ。やっぱり自分で身を守る、もしくは地域で助け合って身を守るという、そういう言葉も命を守る、財産を守ることの大きなウエートを占めてくるわけですから、そこら辺を強化していくということが今後の課題であることは間違いない。

そういう意味で、地域防災会がしっかり自分たちの地域、自分たちの地域住民の安全を自分たちで守るんだという意識を持ってでき得るような対応をしてもらうように、それを行政が支援できるような、そういうようなことは今後当然地域との協議もしくは連携の中で発展させていく必要がある。それはまさに議員ご指摘のとおりでございまして、そういう方向でぜひ進めさせていただきたいと思います。

ただ、行政がどこまでできるかというのが今の時点で、今の避難所というのはあくまでも行政が提供する避難所ということでございまして、耐震とか一定

の基準が当然必要になりますし、当然避難所を開けば職員の対応も必要になってくるというようなこともございますので、それとは別に本当に自主防災会の活動を充実させるというところでの両輪として今後考えていかなければいけないというふうに思っております、それは議員ご指摘のとおりでございます。

ちなみに、行政が提供する避難所に関しても、できるだけ住民の皆様の身近なところで確保できないかというのは引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長　それでは、身近な臨時避難所についての最後の質問ございますか。

北島好昭議員　一応意見ということで。

議長　それでは、どうぞ。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　答弁ありがとうございました。

私のほうも、ほかの議員もそうだと思うんですけども、質問したことがどうなったのか、どのように動いているのかというのはやっぱり途中途中で聞いていかないと。何か議員は言いつ放しだということになれば、これはまた選挙民からの信頼もいただけませんし、そういったことをやっぱり今後は行動に移したいと思っておりますので、2回、3回と同じことを一定の時期を空けた中でお聞きをすることになるだろうと思いますが、そういった覚悟を持って当局側も臨んでいただきたいと、執行部も臨んでいただきたいというふうに思っております。

ですから、幾らかでも可能性のあるものについては、その実現に向けて日々の努力を重ねていただくことをお願いし、本日の私の一般質問は終了といたします。ありがとうございました。

議長 以上で、6番、北島好昭議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

それでは、日程第2、議案第58号町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案は、去る6月11日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長 町道の路線の認定について報告いたします。

令和2年第3回大木町議会6月定例会に提案されました議案第58号町道の町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。去る6月11日、建設水道課長、課長補佐による書類審査と現地調査を実施しましたので、その報告をいたします。

認定しようとする路線は、他の町道と接続するもので、寄附採納物件であります。現地の実測を実施した結果、寄附採納要件と町道認定要件をいずれも満たしておりました。今回申請のあった路線は新しく開発された場所で、審議の結果、議案のとおり町道の認定をすべきと判断しました。総務建設産業常任委員会に付託されました議案第58号町道の路線の認定については、全委員原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

総務建設産業常任委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第58号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第58号町道の路線の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。

日程第2、議案第58号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第58号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第59号大木町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第59号大木町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町総合体育館大規模改修工事を施工するため、株式会社荻島組と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。中村生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第59号大木町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

今回契約する工事は、平成元年3月の竣工から31年が経過しました本町総合体育館の大規模改修工事でございます。工事概要といたしましては、アリーナやエントランスホールの特定期間天井改修工事、LED照明取替え工事、外壁保

全工事のほか、屋根防水保全工事等を施工するものでございます。

また、当施設につきましては、本町地域防災計画におきまして、災害等発生時の指定避難所として指定しているため、平成29年に策定いたしました大木町公共施設等総合管理計画を踏まえ、今回、大規模改修工事を実施するものでございます。

追加参考資料をお願いいたします。

本契約に係る入札は、事後審査型条件付一般競争入札にて実施し、令和2年6月1日に開札を行いました。入札参加条件といたしまして、南筑後、八女、久留米の各県土整備事務所管内に本店、支店、営業所を有するもので、経営規模等評価結果通知書、総合評定値が820点以上であること。ただし、本町に本店、支店、営業所を有するものにつきましては、700点以上であることとしております。

入札参加事業者数は6者で、落札いたしました株式会社荻島組を契約予定業者とし、契約金額は消費税込みで1億9,745万円でございます。

なお、落札率は77%となっております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、原田勝議員。

原田勝議員 1番、株式会社荻島組と2番の梅原建設株式会社、全く一緒の1億7,950万円ですか、そういうこともやっぱりあるんでしょうかね。金額が全く一緒というの。それちょっと……

議長 その結果、どうしてこうなったのかということの説明ですか。

原田勝議員 はい。

議長 それでは、答弁を許します。中村生涯学習課長。

生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

同額という結果でございますが、開札時、立会人がおりまして、公平公正な抽せんによりまして、今回、第1 予定者、荻島組さんということで決定したわけでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

では、1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 先ほどの原田議員と同じ点を質問したかったんですが、追加で言えば、今までにこういった、2 社、3 社が同じような金額で入札するようなことがあったのか。たまにあったとか、全然ないとか、その辺ざっくりでいいので聞きたいのと、こういったことをここで言っているのかどうか分からないんですけれども、何か話し合っているんじゃないかということに対する対策、これは発注者として何かやれることはあるんでしょうか。

以上です。

議長 答弁を許します。中村生涯学習課長。

生涯学習課長　　こういうことが過去に何度でもあったのかというご質問でございますが、私ども原課といたしましては、その一つ一つが入札案件ということで、入札の中には私自身入っていないからです、過去にそういうことがあったのかというのは現段階では把握をしていないという状況ではございます。

議長　　答弁を許します。益田副町長。

副町長　　ご質問にお答えしたいと思います。

今回の入札におきましては、変動型の最低制限価格ということで、当初、最低制限価格を公表しておりませんので、一番安い金額に2社そろったというのはあくまでも偶然ということで捉えております。

以上です。

議長　　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　疑問というか、私は要望なんですけれども、意見で終わるんですけれども、毎回申し上げていますように、こういう大きな案件というのは、大体毎度私申し上げていますけれども、追加工事とかそういう、忘れた頃に補正のほうで上がってくると。仮にこれで1割5%上がったとしても、相当な大きい金額になりますものですから、そういうのをすんなり上げてもらうのは、もうなしよと。その辺のところをきちっとしたところでこういった形の金額が

上がっていると思いますので、重々そのところは執行部のほうで精査していただいて、くれぐれも補正等がないようお願いしたいところでございます。

あともう1点、過去にも工事した後に何か雨漏りしたとかいうのがあったんですよ、実際のところ。結局それは誰がお金を出したのかといたら、町が出したわけなんですよ。そういう金額も軽く出されるようになると、やはり我々も抗議といいますか、そういう声を上げざるを得ませんので、終わった後ももちろんその責任はきっちり業者が負っていただくというスタンスはきっちり守っていただきたいなと思います。そういうところは重々申し上げて、意見として上げさせていただきたいと思います。

以上です。

議長　ほかに質疑ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　北島議員が手を挙げられるかなと思ってお待ちしておりますけれども、全協のときに説明いただいたときにも、北島議員のほうからおっしゃっていらっしゃったことがありましたので、この場でも再度伝えたいと思います。

体育館の工事は大きな工事になります。小学校が近いというのもございますので、安全面を非常に気をつけていただきたいというのが第1点の要望でございます。

それから、全協のときにもご説明いただいたときに、アリーナの電気工事の中でオートリフターをなぜ使わないのかと、北島議員のほうからお話があったかと思うんです。そのときに、オートリフターを今のところ考えていないということだったんですけれども、工事概要を見ますと、オートリフターの撤

去工事があると。撤去工事があるのであれば、そのまま使えないのか。一、二個壊れているというお話だったんですけども、それを修理して使ったほうがいいんじゃないか。LEDもそんなに、10年とかもつ照明器具ではないと思いますので、そのたび一々足場をかけてやるのかというのを北島議員もおっしゃっていらっしやいましたので、ここ検討してくださいということで全協のときにはお話ししていたかと思います。その結論ですね。使わないなら使わないでもいいんですけども、今後の費用面を考えたところで、使わない理由というのがもしあれば、それかもしくは工事中にまた検討していくということであれば検討していただきたいと。

もう1点だけ。これ先ほど益田議員のほうも言われましたけれども、工事期間中の最後、我々議員のほうも、竣工のときに現場を見させていただいて、最後の報告しか上がってこないんです。できれば、担当とすれば、文教の担当になるのか、外の建設担当になるのか分かりませんが、途中の経過報告をぜひ行っていただきたいと思っております。竣工時に見せられて、こんなはずじゃなかったというのが結構いっぱいあるかと思えます。我々の勘違いなのかもしれませんので、受け止め方が違うと、やっぱり出来上がったものがこんなはずじゃなかったんだらうなど思っているのが多々ありますので、できれば中間報告をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長　それでは、オートリフターの件については荒巻建設水道課長が答弁いたしますので、荒巻課長、よろしく願いいたします。

建設水道課長　先ほどのオートリフターの件について、営繕担当課長といた

しまして答弁をさせていただきます。

昇降装置とLED照明器具についてでございますけれども、まず商品としてのご説明ですけれども、現在、各メーカー、数年前から生産を中止していると認識しております。各社生産を中止した理由として、大きな問題点として3つございます。

1つ目でございますけれども、昇降装置、こちらにも寿命がございまして、長寿命のLEDよりも先に昇降装置のほうが不具合が起こった場合に、LEDの故障を誘発するおそれがあるということでございます。照明器具の使用可能年数でございますけれども、使用時間、電源電圧、周囲温度など、周囲の環境によって左右されますけれども、一般的に耐用年数、寿命を求めることがなかなか難しいんでございますけれども、昇降装置につきましては10年過ぎると故障が多くなりまして、15年が寿命と言われております。また、メーカーのほうでは、半年に1回ほどの点検のほうを勧めているような状況です。

次に、LEDの照明でございますけれども、光源の寿命が6万時間とされております。体育館の一般的な使用でございますと1日当たり5時間、年当たり1,500時間ということで一般的に言われておりますので、そうなると寿命としましては40年ほどの寿命が目安とされておるというところでございます。

2つ目につきましては、LEDランプにつきましては、水銀ランプまたはHIDランプに比べて重量がございまして、昇降装置の接点不良や落下のおそれがあるということでございます。

3点目につきましては、LED照明器具は重量バランスが均等でない場合が多く、昇降装置のワイヤーのねじれなどによる昇降不能のおそれがあるということからでございます。

一般社団法人の日本照明工業会でも、昇降装置とLED器具の組合せにつき

ましては注意する旨の注意喚起が案内されております。

そういうことで、現状の設計につきましては、問題はないと考えておりますけれども、改めて今回ご意見いただいておりますので、再度確認のほうはしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第59号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第59号大木町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第59号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　発議第1号、令和2年6月17日、大木町議会議長、中島和正殿。提出者、大木町議会議員、北島好昭。賛成者、同じく、徳永伸行。同じく、古賀知文。同じく、中島宗昭。同じく、古賀靖子。同じく、馬場高志。

地方財政の充実・強化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、大木町議会会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお願いします。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療・介護などの社会保障への対応、またより複雑化した行政需要への対応、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う町財政の確立を目指す必要があります。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染症状況や自治体における財政事情を把握しつつ、2021年度予算においても国の責任において十分な財源を確保すること。

次のページをお願いします。

4、災害時において住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充等、十分な期間の確保を行うこと。

5、地方財政計画に計上されているまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

6、2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体の譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

8、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年6月、福岡県三潴郡大木町議会議長、中島和正。

意見書は下に掲載の大臣等に提出予定であります。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出議員の説明を求めます。北島好昭議員。

北島好昭議員 それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書についてと

ということで、提出者として各項目について若干の説明をさせていただきます。
それぞれの項目について説明をさせていただきます。

まず、1番の項ですが、2020年度の地方財政計画では一般財源総額は6兆3千180億円と、2年連続で過去最高となりました。これは、高齢化や保育の無償化など社会保障費が大きく影響し、一般行政経費が5.1%増加したことが要因です。しかし、一般行政経費の内訳を見ると、国からの補助分が5.8%増、地方単独分が2.1%増となっています。この間、社会保障関連の単独事業が増加しているにもかかわらず、その財源が十分に確保されなかったことから、国に対し、地方単独事業分を含めた財政需要を把握し、これに見合った地方一般財源の総額を求めるものであります。

続いて、2番の項です。一般行政経費における地方単独事業分は、社会福祉、児童福祉、高齢者福祉などの民生費、衛生費など、住民に身近な地方社会福祉の充実にも対応する財源です。また、給与関係経費における地方単独事業分も、ケースワーカーや保育士など福祉関係職員の人件費の財源となっています。特に幼児教育、保育の無償化が実施されたことにより、今後は保育需要がさらに高まることが予測されます。こうした地方の事務負担、財政負担を十分に踏まえた国の対応を求めるものであります。

続いて、3番の項ですが、2020年度政府補正予算において、1兆円が確保されている新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金については、自治体における用途の自由度は一定高いものとなっていますが、事業者の休業補償などを含めると、1兆円で地方の財政需要に十分に応えられるのか、実に不透明です。また、1,490億円確保された緊急包括支援交付金は、医療現場に使える財源であるものの、自治体の2分の1負担が求められているため、これも自治体の逼迫した財政状況に鑑みると、十分な額とは言えない可能性が高い

と思われます。そのことから、コロナウイルス感染症の終息の状況次第の部分もありますが、国においては自治体の状況を見つつ、第2次補正や次年度予算においても創出することを求めるものです。ちなみに、第2次補正は既に閣議決定され、国会でも議決をされておるところであります。

続いて、4番の項です。東日本大震災から9年が経過しましたが、被災地の復興はいまだ道半ばの状況にあるとお聞きをします。さらには、2016年4月の熊本地震、2016年10月の鳥取中部地震、2018年9月の北海道胆振東部地震などの地震災害も相次いでいます。熊本地震においては、自治体の庁舎や避難所とすることを予定していた公共施設が被災し、住民避難や復旧・復興作業に支障が生ずる事態が見受けられたとのことであることから、総務省においては、従来基金より対応することとしていた市町村庁舎の建て替えについて、地方債の充当や交付税措置を可能とする公共施設等適正管理推進事業債を拡充することとしました。

また、緊急防災・減災事業について、地域防災計画上の避難所とされている公共施設などの施設の耐震化についても、地財計画に盛り込みましたが、期限が東日本大震災の復興創生期間である2020年までとなっていることから、国に対し十分な財政措置と期間の確保を求めるものであります。

続いて、5番の項ですが、まち・ひと・しごと創生事業費は、2015年度以降、一般行政経費単独事業の別枠で計上されてきましたが、2020年度以降の継続が不安視される中、創生総合戦略第2期の開始に伴い引き続き1兆円が確保されましたが、2024年度までの時限措置であるため、財源としての安定性には課題が残るものとなっています。そのことから、国に対し今後も将来にわたる安定財源として、経常的な財政需要に位置づけられるように求めるものであります。

続いて、6番の項です。2020年4月から始まる会計年度任用職員制度において、国における財源の確保を確実なものとし、財源不安から来る不利益が生じないように、国に対し引き続き自治体の実態に鑑みた財源確保を求めるものであります。

続いて、7番の項です。森林環境譲与税の譲与額については、2020年度から当初予定の200億円を倍増し、400億円が自治体に配分されることとなりましたが、譲与基準の構成が、私有林人工林面積5割、林業就業者2割、人口3割となっているため、人口が多い横浜市や大阪市などの大都市への譲与額が大きくなっていることから、人口割の比率を低くするなどして、林業需要の高い自治体への譲与額を増加させる手法の検討を国に求めるものであります。

続いて、8番の項ですが、総務省は合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定で、2014年度から5年間をかけて合併時点では想定されなかった財源需要として、6,700億円程度を交付税の算定に反映させるとともに、2005年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が2010年に復活、2016年に拡充された経緯もあることから、今後、全国的に直面する人口減少問題に備えた対応を国に求めるものであります。

最後に、議員各位におかれては、意見書の趣旨にご賛同くださり、採択いただきますようお願いをし、説明を終わらせていただきます。

議長 提出議員の説明を終わります。

提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

北島好昭議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第1号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。この採決は起立によって行います。

日程第4、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、発議第1号、本案については原案のとおり可決されました。

この意見書につきましては、関係機関に送付することにいたします。

日程第5、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。本議会において議決されました案件で、誤読などにより

条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、誤読等により条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、5番、古賀靖子議員、6番、北島好昭議員、お二人を指名いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第3回大木町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　　16時13分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

5 番 古 賀 靖 子

6 番 北 島 好 昭